

厚生労働科学研究費補助金

障害者政策総合研究事業

障害者の意思決定支援の効果に関する研究

平成29年度～30年度 総合研究報告書

研究代表者 今橋 久美子

平成31(2019)年 3月

研究報告書目次

目 次

I．総括研究報告

障害者の意思決定支援の効果に関する研究

今橋 久美子 1

II．分担研究報告

1．障害者の意思決定支援の効果に関する研究

飯島 節 7

2．意思決定支援ガイドラインを活用した研修プログラム及び研修テキストの作成と、 研修前後の受講者の意思決定支援に関する認識の変化の検証に関する研究

曽根 直樹 11

III．研究成果の刊行に関する一覧表

厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）
総合研究報告書

障害者の意思決定支援の効果に関する研究

研究代表者：今橋 久美子 国立障害者リハビリテーションセンター研究所 研究員

研究要旨

本研究は、障害者総合支援法に定める障害福祉サービス利用者の意思決定の促進を目的とし、同サービスを提供する事業所の職員および利用者を対象に、現行案の意思決定支援ガイドラインがどのように意思決定に役立てられているか、実態を把握するとともに有効な活用方法を明らかにする。また、障害者の意思決定支援ガイドラインを活用した研修については、標準的な研修プログラム及び研修テキストが存在しないため、開発し普及することが必要である。これらの状況を踏まえて、障害特性や支援ニーズに応じたガイドラインへの追加項目や具体的な利用方法、人材育成方法について提言する。具体的には、サービス提供過程における現行の意思決定支援の実施状況を明らかにした。また、研修の先行事例を収集し、研究協力者を交えて研究会議を開催し、障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、意思決定支援ガイドラインを現場で活用できるようにすることを目的とした、普及可能な意思決定支援研修プログラム及び研修教材、研修テキストを開発し、試行的な意思決定支援研修を2回実施した。研修受講者に内容に関する理解度や研修の普及可能性等に関して評価を受け、それらを内容に反映した上で完成させた。

研究分担者

曾根直樹：学校法人日本社会事業大学
大学院福祉マネジメント研究科 准教授

中島八十一：国立障害者リハビリテーションセンター 顧問

飯島 節：介護老人保健施設ミレニウム
桜台施設長

A．研究目的

本研究は、障害者総合支援法に定める障害福祉サービス利用者の意思決定の促進を目的とし、同サービスを提供する事業所の職員および利用者を対象に、現行案の意思決定支援ガイドラインがどのように意思決定に役立てられているか、実態を把握するとともに有効な活用方法を

明らかにする。

これまで、障害者の意思決定については、知的障害者および発達障害者を含む精神障害者を中心に先行研究が行われており、かつそれらの研究は「意思決定が著しく困難と思われるグループ」や「意思決定を欠く状況にあると思われるグループ」を対象とし、サービスも療養介護、生活介護、就労継続支援、相談支援を主としてきた。意思決定プロセスについては、複数のモデルが提唱されてきたが、共通して含まれる基本的段階は、1.問題状況の識別・発見、2.行動の代替案の選択、3.特定の代替案の選択の3つとされる。

障害者の意思決定を考えると、上記

の最後の段階である「選択肢からひとつを選び出す」部分と選び出す能力の有無、そして代行決定の是非のみが注目されやすい。しかしながら、最初の2つの段階における支援のあり方については十分に検討が行われていない。

そこで本研究では、対象を障害や難病のある人、かつ「判断能力はあるが、意思決定に不可欠な情報へのアクセスや整理、意思表示に支援を要すると思われるグループ」まで拡大し、サービスも自立訓練や就労移行支援等に焦点を当て、意思決定モデルの各段階における支援のあり方を考察する。

また、障害者の意思決定支援ガイドラインを活用した研修については、標準的な研修プログラム及び研修テキストが存在しないため、開発し普及することが必要である。

これらの状況を踏まえて、障害特性や支援ニーズに応じたガイドラインへの追加項目や具体的な利用方法、人材育成方法について提言する。

B．研究方法

1) サービス提供過程における意思決定支援の実施状況把握

サービス提供過程における意思決定に係る事項を洗い出し、ガイドラインをはじめ意思決定支援ツールとの照合を行う。また先行する認知症高齢者の意思決定支援に関する文献調査を行い、「意思決定」

に関する実態を明らかにし、対応について検討する。

2) 意思決定支援ガイドラインを活用した研修プログラム及び研修テキストの作成と、研修前後の受講者の意思決定支援に関する認識の変化の検証に関する研究

研修の先行事例を収集し、研究協力者を交えて研究会議を開催し、意思決定支援研修プログラム及び研修教材、研修テキストを開発する。それらを用いて試行的な意思決定支援研修を2回実施し、研修受講者に内容に関する理解度や研修の普及可能性等に関して評価を受ける。

(倫理面への配慮)

所属する施設の倫理審査委員会の承認を経て実施する。個別調査ではインフォームドコンセントを徹底し、承諾を得る。対象者の個人情報等に係るプライバシーの保護ならびに如何なる不利益も受けないように十分に配慮する。

C．研究結果

1) サービス提供過程における意思決定支援の実施状況把握

所属機関の研究倫理審査委員会の承認を得て、障害福祉サービス等利用者18名を対象に、サービス等利用計画、個別支援計画および支援会議を含めたサービス提供過程における意思決定に係る事項を抽出した(表1)。

そのうち、計画相談支援利用者3名について、サービス等利用計画とモニタリング

から、意思決定支援に係る記載・実施事項を抽出し、次の4段階に分類した。

- 1) 本人の意思確認および日常生活の様子・関係者からの情報
- 2) 本人の判断能力・自己理解・心理的状况等
- 3) 本人の生活史等・人的・物理的環境等のアセスメント
- 4) 体験を通じた選択の検討

対象者3名とも計画相談支援を経て、サービス等利用計画に基づき障害福祉サービスを利用していた(表2)。心身の状態変化に伴い、長年慣れた作業が困難になったり、新しいことに挑戦する機会を逸していたり、それらの状況を我慢していたりする場面では、相談支援専門員が、本人の意向に沿って周囲への意思表示や意見調整の支援を行っていた。また相談支援専門員は、就労だけでなく、住まいや対人関係の相談にも応じていた。定期的なモニタリングの結果、A氏は体験利用を経て通所先を変更し、B氏は独居生活を実現した後に一般就労し、C氏は施設外支援を導入してステップアップを図った。

また、認知症高齢者の意思決定支援に関する先行研究分析の詳細は分担研究報告(飯島)に記載した。

2) 意思決定支援ガイドラインを活用した研修プログラム及び研修テキストの作成

検討委員会を11回開催し、研修プログラムの構成や研修内容、研修教材、研修テキストの開発に向け検討した。研修内容については、厚生労働省障害福祉課が公表した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決

定支援ガイドライン」に加えて、同省老健局から公表された「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」¹⁾、大阪家庭裁判所裁判官が関与し意思決定支援研究会が公表した「意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン」も参照し、主に最善の利益の取り扱いについての整合性について検討した。

また、研修教材を用いて2回試行的研修を実施した。研修受講者に内容に関する理解度や研修の普及可能性等に関して評価を受け、それらを内容に反映した上で完成させた。詳細は分担研究報告(曽根)に記載した。

D. 考察・結論

1) サービス提供過程における意思決定支援の実施状況把握

計画相談支援における障害者の意思決定に係る事項を4段階ごとに抽出分類し、比較検討することで、意思決定に影響する促進・抑制要因が明らかとなった。職場環境のみならず、意思疎通や、社会資源の紹介、住まいや対人関係の調整など、包括的なモニタリングと支援を導入することで利用者の意思が明確になり、自己決定や自己実現につながっていた。

また、厚生労働省による「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」と日本老年看護学会の「『急性期病院において認知症高齢者を擁護する』日本老年看護学会の立場表明2016」については、ともに高齢者ばかりでなく一般の障害者にも適用しうる内容を含んでおり、とくに厚生労働省によるガイドラインは障

害者一般の意思決定支援の基本的な指針になりうるものと考えられる。

2) 意思決定支援ガイドラインを活用した研修プログラム及び研修テキストの作成

意思決定支援ガイドラインを活用した研修プログラム及び研修テキストの作成と、研修前後の受講者の意思決定支援に関する認識の変化の検証について研究を行った。

2回に渡る試行的研修の受講者に対する調査結果から、研修内容の理解度及び研修講師としての再現性について概ね良好な評価を得ることができた。

検討会議で議論になった、意思決定支援ガイドラインにおける「最善の利益」の位置づけについては、本研究事業が意思決定ガイドラインを所与のものとして、その普及を図るための研修プログラムや研修資料の開発が目的であり、意思決定支援ガイドラインの内容への検討が目的ではないため、今後の見直しに向けての検討課題として指摘しておきたい。

また、研修の開催経費については、平成31年(2019年)度より地域生活支援事業の成年後見制度普及啓発事業として実施する場合、補助の対象となることが、厚生労働省が平成31年3月7日に開催した障害保健福祉関係主管課長会議において示された。

しかし、研修の講師養成の仕組みがないため、民間の自主的な取組に依存せざるを得ない。また、意思決定支援ガイドライン研修は制度上位置づけられていない任意の研修であるため、研修の実施について自治体が積極的に取組むよう周知を図ることが必要である。

F . 健康危険情報 なし

G . 研究発表

1. 今橋久美子,小林ますみ,中島八十一,飯島節.障害者の意思決定支援の効果に関する研究.日本リハビリテーション連携科学学会 第20回大会.2019/3/16~17,愛知.
2. Imahashi K.Decision making support for recipients of the rehabilitation service. 4th International Conference on Healthcare & Life-Science Research. 2018/7/14~15,Bangkok.
3. 今橋久美子、中島八十一、飯島節.障害者の意思決定支援に関する研究.日本リハビリテーション連携科学学会第19回大会.久里浜.2018-3-4.

H . 知的財産権の出願・取得状況 なし

表1 利用者プロフィールと意思決定支援内容

| ケース | 年齢 | 性別 | 障害名 | サービス | 障害支援区分 | 本人の意向 | 支援内容 |
|-----|-----|----|-----------|--------|--------|----------------|--|
| 1 | 20代 | 男性 | 高次脳機能障害 | 生活訓練 | 区分2 | 就労 | 作業ミス軽減、スケジュール自己管理・適性評価 現状認識、言動へのフィードバック |
| | | | | | | 単身生活 | 生活リズムの確立 服薬管理・居室の整理整頓 |
| 2 | 20代 | 女性 | 高次脳機能障害 | 生活訓練 | 区分なし | 就労 | コミュニケーション・手順書の確認 時間の見積もり |
| | | | | | | 単独移動 行動範囲拡大 | 公共交通機関を利用した移動支援 |
| 3 | 40代 | 男性 | 高次脳機能障害 | 生活訓練 | 区分なし | 就労 | スケジュール、金銭、服薬の自己管理 進路選択 |
| | | | | | | 自動車運転 | 自動車運転評価・訓練・申請手続き |
| 4 | 20代 | 男性 | 上下肢体幹機能障害 | 機能訓練 | 区分5 | 家庭復帰 | ADL拡大 |
| | | | | | | 就労 | PCスキル訓練・資格取得 |
| | | | | | | 自動車運転 | 自動車運転評価・訓練・申請手続き |
| 5 | 20代 | 男性 | 上下肢体幹機能障害 | 機能訓練 | 区分6 | 家庭復帰 | ADL拡大 |
| | | | | | | 就労 | PCスキル訓練・資格取得 |
| 6 | 30代 | 男性 | 上下肢体幹機能障害 | 機能訓練 | 区分5 | 家庭復帰 | ADL拡大 |
| | | | | | | 復職 | PCスキル訓練・資格取得 |
| | | | | | | 自動車運転 | 自動車運転評価・訓練・申請手続き |
| 7 | 50代 | 男性 | 上下肢体幹機能障害 | 機能訓練 | 区分6 | 単身生活 | 福祉サービス利用手続き・ADL拡大 環境整備(住宅改修) |
| 8 | 20代 | 男性 | 視覚障害 | 機能訓練 | 区分2 | 就労 | ADL拡大・支援機器導入・資格取得 |
| 9 | 30代 | 女性 | 視覚障害 | 機能訓練 | 区分1 | 復職・育児 | 支援機器導入(家事関連) |
| 10 | 50代 | 男性 | 視覚障害 | 機能訓練 | 区分2 | 復職 | 支援機器導入(音声PC)・安全な移動(通勤) |
| 11 | 70代 | 男性 | 視覚障害 | 機能訓練 | 区分なし | 社会参加 | 支援機器導入(音声録音機器)・安全な移動(通院) |
| 12 | 40代 | 男性 | 高次脳機能障害 | 就労移行 | 区分なし | 就労 | PCスキル訓練・就職活動 |
| 13 | 20代 | 男性 | 下肢体幹機能障害 | 就労移行 | 区分5 | 就労 | PCスキル訓練・就職活動 |
| 14 | 10代 | 女性 | 発達障害 | 計画相談支援 | 区分なし | 進学 | 進路決定支援・学校以外の居場所・家族関係調整 |
| 15 | 20代 | 男性 | 聴覚・発達障害 | 計画相談支援 | 区分なし | 就労継続 | サービス等利用計画作成・事業所との連絡調整 |
| 16 | 30代 | 男性 | 精神障害 | 計画相談支援 | 区分2 | 就労 | サービス等利用計画作成・事業所との連絡調整 |
| | | | | | | 単身生活 | 住まい探しの支援 |
| 17 | 40代 | 男性 | 内部障害 | 計画相談支援 | 区分3 | 就労継続 | サービス等利用計画作成・事業所との連絡調整 |
| 18 | 70代 | 男性 | 下肢体幹機能障害 | 計画相談支援 | 区分6 | 外出 | サービス等利用計画作成・事業所との連絡調整 |
| | | | | | | QOL向上 | 障害福祉サービスと介護保険サービスの調整 |

表2 意思決定に影響する促進要因(青)・抑制要因(赤)

| | A氏(40代男性) | B氏(30代男性) | C氏(20代男性) |
|----------------------------|--|--------------------------------|--|
| 本人の意思確認および日常生活の様子・関係者からの情報 | B型事業所で調理、接客病状の進行、再発のため通所先の変更希望 人と関わる場、ものづくり希望 | グループホーム、B型事業所利用中 独居、一般就労を希望 | B型事業所で調理、接客 調理スキルアップを希望 調理関連の学習・資格取得 |
| 本人の判断能力・自己理解・心理的状況等 | 判断はできるが、手続き方法や社会資源の情報不足 新しい環境への不安 | 対人不安が強い 事業所や関係者に意向を伝えられない | 判断はできるが、手続き方法や社会資源の情報不足 |
| 本人の生活史等・人的・物理的環境等のアセスメント | 約20年間同じB型事業所に通所 | 就労経験あり 通院加療中 | 就労経験なし 家族が本人の意向を尊重 |
| 体験を通じた選択の検討 | 希望にあう事業所を探し、体験・調整を経て変更 | 職場体験・調整を経て一般就労 希望にあう住まい探し | 施設外支援の体験・調整を経て利用開始 イベントで出店での成功体験 |

厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）
総合研究報告書

障害者の意思決定支援の効果に関する研究

研究分担者：飯島 節 介護老人保健施設ミレニウム桜台施設長

研究要旨

障害者の意思決定支援のあり方を検討するために、厚生労働省による「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」と日本老年看護学会の「『急性期病院において認知症高齢者を擁護する』日本老年看護学会の立場表明 2016」を中心に検討した。ともに高齢者ばかりでなく一般の障害者にも適用しうる内容を含んでおり、とくに厚生労働省によるガイドラインは障害者一般の意志決定支援の基本的な指針になりうるものと考えられた。

A．研究目的

障害者の意思決定支援のあり方を検討するために、今年度は、意思決定およびその確認が困難とされる認知症を有する高齢者においてどのような意思決定支援が行われているか明らかにすることを目的とした。

B．研究方法

意思決定およびその確認がとくに困難とされる認知症を有する高齢者において行われている意思決定支援の実際を、国や学会等によって策定されているガイドラインを中心に調査した。

C．研究結果

厚生労働省は平成 30 年 6 月に「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を発表した。

このガイドラインでは、意思決定支援とは本人の意思決定をプロセスとして支援するものであると定義し、そのプロセスは、本人が意思を形成することの支援（意思形成支援）、本人が意思を表明することの支援（意思表明支援）、および本人が意思を実現するための支援（意思実現支援）から構成

されるとしている。また、このガイドラインは、認知症の症状にかかわらず、本人には意思があり、ある程度の意思決定能力を有していることを前提としており、それがまったく欠けている場合の、いわゆる「代理代行決定」のルールを提示しているわけではない。

この本人の意思決定能力は、説明の内容をどの程度理解しているか（理解する力）、またそれを自分のこととして認識しているか（認識する力）、論理的な判断ができるか（論理的に考える力）、その意思を表明できるか（選択を表明できる力）によって構成されており、これらの存否を判断する意思決定能力の評価判定と意思決定支援活動は一体をなすとしている。さらに、この意思決定能力は、あるかないかの二者択一的ではなく、段階的・漸次的に低減・喪失されていくものであり、また社会心理的・環境的・医学身体的・精神的・神経学的状態によって変化しうることへの配慮も必要であるとしている。

具体的な支援のあり方としては、早期から話し合いをはじめ、先を見通した意思決定支援を繰り返し行うこと、家族、医療福

社関係者、地域近隣の関係者、成年後見人などによって日常的見守りや継続的支援を行う体制（意思決定支援チーム）をつくること、日常生活を通じて本人をよく知る人から情報を収集することなどが必要であるとしている。

日本老年看護学会は平成28年8月に『『急性期病院において認知症高齢者を擁護する』日本老年看護学会の立場表明2016』を公表している。

これは急性期病院に入院する認知症高齢者は慣れない環境で興奮と混乱をきたしやすく、急性期病院において看護師は認知症高齢者の適切なケアに取り組みにくいという現状認識に基づいている。その要因として、認知症に対するマイナスイメージを払拭できないこと、さまざまな制約の中に置かれているにもかかわらず介護施設と同様のケアや成果を求められること、認知症高齢者の意向を共有するコミュニケーションスキルを手に入れていないため、患者の生活像と回復像を描き難く患者・家族を遠ざけたい思いになりがちなのが挙げられている。

日本老年看護学会の「立場」は8つからなり、「認知症高齢者へのマイナスイメージを払拭する」「治療優先環境のもとで認知症高齢者本人を擁護する」「急性期病院という制約下での本人重視の医療・ケアの推進策を提示する」「身体拘束を当たり前としない医療・ケア」などが述べられている。

D．考察

厚生労働省による「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」は、対象を高齢者に限定しておら

ず、そのまま一般の障害者の意思決定支援に活用できる内容を含んでいる。

意思決定プロセスが意思形成支援、意思表示支援、および意思実現支援の三つの要素から構成されているとした上で、それぞれのプロセスにおける注意点を具体的に示している。これはあらゆる障害を持つ人の意思決定支援における原則として考慮されるべき内容である。

また、意思決定支援と一体を成すものとして、意思決定能力評価のあり方も示されている。すなわち、認知症を有する人の意思決定能力が、理解する力、認識する力、論理的に考える力、選択を表明できる力から構成されているとした上で、それが二者択一的でないこと、また意思決定能力が体調や環境などによって変動しうるものであることを強調している。これもあらゆる種類の障害を持つ人の評価に当てはまる内容であるが、認知症が進行性の疾患であることから、とくに連続的な変化に対応すべきことを強調している。

具体的な支援のあり方としてはチームで対応すべきことと、先を見通した支援が繰り返し行われるべきことが示されている。先を見通した支援を繰り返すことは、認知症では最終的にすべての意思決定能力が失われることからとくに重要視されることである。一方、一般の障害を有する人においては、成長、就職、結婚など、認知症を有する人の場合とは異なる将来を見据えた支援の継続が求められる。

日本老年看護学会の「立場表明」は、急性期病院では治療が最優先されるため、身体拘束が当然のように行われ、認知症高齢者の意思などほとんど顧みられないという

厳しい現実を反映している。こうした状況は、認知症高齢者ばかりではなく、知的障害者や精神障害者の急性期病院入院においても生じうる問題であり、現場の看護師が障害者の擁護者としての役割を果たすことが期待される。

E . 結論

厚生労働省による「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」と日本老年看護学会の「『急性期病院において認知症高齢者を擁護する』日本老年看護学会の立場表明 2016」を中心に検討した。ともに高齢者ばかりでなく一般の障害者にも適用しうる内容を含んでおり、とくに厚生労働省によるガイドラインは障害者一般の意志決定支援の基本的な指針になりうるものと考えられる。

F . 健康危険情報

該当なし。

G . 研究発表

1. 論文発表

- 1) 飯島 節 : エンド・オブ・ライフ : 日本老年医学会の立場表明 . 日本臨牀 76(Suppl. 5): 378-382, 2018.
- 2) 飯島 節 : 高齢者のリハビリテーションの特徴 . 日本臨牀 76(Suppl. 7): 671-675, 2018.
- 3) 飯島 節 : せん妄との鑑別 . 日本医師会雑誌 147: S66-S67, 2018.
- 4) Ouchi Y, Toba K, Ohta K, Kai I,

Shimizu T, Higuchi N, Shimazono S, Iijima S, Suwa S, Nishimura M, Ninomiya H, Aita K: Guidelines from the Japan Geriatrics Society for the decision-making processes in medical and long-term care for the elderly: Focusing on the use of artificial hydration and nutrition. Geriatr Gerontol Int. 18(6):823-827, 2018

- 5) Yamaguchi Y, Mori H, Ishii M, Yamaguchi K, Iijima S, Ogawa S, Akishita M: Longitudinal changes of elderly patients' wishes about artificial nutrition and hydration during end-of-life care: A pilot study in a single hospital. Geriatr Gerontol Int, 17: 2635-2637, 2017.
- 6) 飯島 節 : 進行期認知症患者の治療の現状と課題 . Geriatric Medicine 55(6): 599-602, 2017.
- 7) 飯島 節 : 高齢者の自動車運転 . 作業療法ジャーナル 51(10): 976-981, 2017.
- 8) 藤田佳男, 三村 将, 元木順子, 島田直樹, 飯島 節 : 後期高齢者の運転実態-高齢者講習時における調査-. 作業療法ジャーナル 51(10): 1010-1012, 2017.

2. 学会発表

(発表誌名巻号・頁・発行年等も記入)
該当なし。

H . 知的財産権の出願・取得状況

該当なし。

厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）
総合研究報告書

意思決定支援ガイドラインを活用した研修プログラム及び研修テキストの作成と、研修前後の受講者の意思決定支援に関する認識の変化の検証に関する研究

研究分担者：曾根 直樹 日本社会事業大学

研究要旨

研修の先行事例を収集し、研究協力者を交えて研究会議を開催し、障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、意思決定支援ガイドラインを現場で活用できるようにすることを目的とした、普及可能な意思決定支援研修プログラム及び研修教材、研修テキストを開発し、試行的な意思決定支援研修を2回実施した。研修受講者に内容に関する理解度や研修の普及可能性等に関して評価を受け、それらを内容に反映した上で完成させた。

A．研究目的

平成25年（2013年）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）が施行された。

同法の（基本理念）第1条の2では、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されることが明記され、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者並びに指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の責務として、意思決定の支援に配慮することを、次のように定めている。

（指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務）

第四十二条 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者（以下「指定事業者等」という。）は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

（指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の責務）

第五十一条の二十二 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（以下「指定相談支援事業者」という。）は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、相談支援を当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、

常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

このように、障害者総合支援法では、障害者の意思決定支援を重要な取組として位置付けている。

また、障害者総合支援法の附則第 3 条の検討規定には、法施行 3 年後を目途に、障害者の意思決定支援の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとされた。

この検討規定に関しては、平成 27 年 12 月 14 日に社会保障審議会障害者部会の報告書「障害者総合支援法施行 3 年後の見直しについて」が公表され、「意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス（サービス等利用計画や個別支援計画の作成と一体的に実施等）、留意点（意思決定の前提となる情報等の伝達等）等を取りまとめた「意思決定支援ガイドライン（仮称）」を作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有し、普及を図るべきである。あわせて、意思決定支援の質の向上を図るため、このようなガイドラインを活用した研修を実施するとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者等の研修のカリキュラムの中にも位置付けるべきである。」という結論が示された。

そして、厚生労働省では、これに基づいて平成 29 年 3 月「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（以下、「意思決定支援ガイドライン」という。）」を公表した。

本研究では、意思決定支援ガイドラインを活用した研修プログラム及び研修テキストを開発する。また、開発した研修の受講前後における意思決定支援の認識の変化について評価を行い、研修の効果を検証する。これらを通じて、障害福祉サービス等の従事者の、意思決定支援に関する知識と技術の向上に資することを目的とする。

．平成 29 年度の研究について

B．研究方法

1．検討委員会の設置

障害者の意思決定支援に知見のある研究者及び実務家による研究協力者を招聘し、個別の意見交換及び検討委員会を設置し、意思決定支援のプログラム及びテキスト作成について検討した。

(1) 検討委員

研究分担者

・ 曾根直樹（日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科准教授）

研究協力者

- ・水島俊彦（八戸法テラス弁護士、日弁連高齢者・障害者権利支援センター運営委員、英国エセックス大学ヒューマンライツセンター元客員研究員）
- ・長坂俊成（立教大学大学院 21世紀社会デザイン研究科教授）
- ・岩崎 香（早稲田大学人間科学学術院 准教授）
- ・名川 勝（筑波大学人間総合科学研究科 講師）
- ・西田良枝（社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも 理事長）
- ・本間奈美（社会福祉法人佐渡福祉会 相談支援専門員）

（２）検討委員会等の開催状況

検討委員会等を以下の通り行った。

参加者の（S）はスカイプによる参加

1）個別の意見交換

- ・平成 29 年 12 月 4 日（月）16:00～17:00 日本社会事業大学文京キャンパス
水島研究協力者 トーキングマットの使用方法等について
- ・平成 30 年 1 月 15 日（月）13:00～14:30 立教大学池袋キャンパス
長坂研究協力者 意思決定支援の研修映像について
- ・平成 30 年 1 月 20 日（土）18:30～19:30 品川東横インホテルロビー
本間研究協力者 新潟県相談支援専門員協会における意思決定支援研修の内容について
- ・平成 30 年 1 月 22 日（月）14:00～15:00 筑波大学東京キャンパス
SA - SDM (South Australia-Supported Decision Making) による意思決定支援研修の内容について

2）検討委員会

第 1 回検討委員会

日時 平成 30 年(2018 年)2 月 10 日（土）10:30～12:30 16:30～18:30

場所 大津プリンスホテル会議室

参加者

曾根直樹、西田良枝、長坂俊成、水島俊彦、名川勝、本間奈美

検討事項

1)第 22 回アメニティーフォーラム・意思決定支援ゼミナール視察

意思決定支援ゼミナールのプログラム

(1)意思決定支援ガイドライン・成年後見制度利用促進基本計画を読み解く（講義）

意思決定支援の背景

- ・国連障害者権利条約

- ・医学モデルから社会モデルへ
- ・社会的障壁に対する合理的配慮
- ・成年後見制度利用促進基本計画の策定
- ・障害者総合支援法の規定
- ・障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインの公表
 - イギリス MCA (Mental Capacity Act・意思能力法) とは
 - MCA の 5 大原則
 - ・意思決定能力があることの推定
 - ・本人による意思決定のための実行可能なあらゆる支援
 - ・賢明でない判断 意思決定能力の欠如
 - ・最善の利益に基づく代行決定
 - ・より制限的でない方法での実施
 - 本人中心主義 (Person Centered)
 - 様々なコミュニケーションツールの活用
 - アセスメント
 - ・診断的アプローチ、機能的アプローチ
 - 最善の利益を見極めるためのチェックリスト
 - IMCA (Independent Mental Capacity Advocate) とは
 - ・MCA に基づいて、意思決定支援が必要な場面に派遣される独立意思代弁人
 - MCA の運用の実態
 - 南オーストラリア州・支援付意思決定モデル (SA-SDM) の実践
 - SA-SDM のコンセプト
 - ・「表出された意思・心からの希望」(expressed wish) と「最善の利益」の違い
 - SA-SDM チームと役割分担
 - SA-SDM モデルの 4 つの段階
 - SA-SDM モデルの実践技法
 - ・傾聴
 - ・最小限の励まし
 - ・おうむ返し
 - ・感情の反射
 - ・言い換え
 - ・焦点化
 - ・開かれた質問、閉ざされた質問
 - ・沈黙
 - ・語られたことの裏にある本音の意味を見つける
 - ・対立化 (本人に、語っている内容の矛盾に直面させる)

SA-SDM の核心は本人の奥底にある感情を引き出すこと
SA-SDM モデルに基づく支援事例

(2) トーキングマットを使ってみよう（演習）

トーキングマットの基本的な使い方の説明

演習・認知症高齢者の A さんの在宅生活のニーズを探る

トーキングマットの「身の回りのことに関するシンボルカード」を使って、本人役が自宅生活のどのような行為について支障が生じているか探ってみる。

演習・自閉症の B さんの休日の過ごし方の希望を探る

トーキングマットの「楽しみ（家の）に関するシンボルカード」を使って、本人役が外出時にどんなことをしたいかという意向を探ってみる。

(3) 意思決定支援の寸劇「認知症高齢者の転居についての意思決定支援・最善の利益会議」

認知症の主人公が、自宅での生活を継続することがよいのか、施設入所した方がよいのかを話し合う個別支援会議を舞台に、最善の利益を意思決定支援の違いを体感する寸劇の上演。

2) 意思決定支援ゼミナールの感想共有及び研修の内容に関する意見交換

- ・ 社会生活の場面と日常生活の場面の両方を扱う必要がある。
- ・ 今決めなくてはならないことと、時間をかけてだんだん決めていけばいいことがあることを意識する必要がある。
- ・ トーキングマットは面白いが、ツールに捉われてしまう危険性も考慮する必要がある。
- ・ ガイドラインを普及する目的なので、それに沿った内容にする必要がある。
- ・ 研修のボリュームは、施設等の職員が受講することを考慮し、負担の少ない時間数で構成する必要がある。
- ・ 段階的にレベルアップできるように、研修を階層化してはどうか。
- ・ 実感が湧くように、寸劇の代わりになるような動画等を作成し、研修で活用してはどうか。

第 2 回検討委員会

日時 平成 30 年 3 月 21 日（水）19:00～21:00

場所 オフィス東京（東京八重洲）

参加者

曾根直樹、西田良枝、長坂俊成、水島俊彦、名川勝、本間奈美、於保真理（事務局）

検討事項

- ・ オーストラリアの意思決定支援団体 S C O P E が作成した研修テキスト “ Listening to those rarely heard ” 日本語訳の共有
- ・ 意思決定支援研修の内容に関する検討

C . 研究結果

研修カリキュラム及びテキストについて、次のように整理した。

- ・ 「意思決定支援ゼミナール」の内容をベースに、研修カリキュラムとテキストの要素を整理
- ・ MCA (イギリス) の IMCA の活動動画を参考にした動画の作成
- ・ トーキングマットの活用演習
- ・ SA-SDM モデルの「表出された意思、心からの希望」を引き出すための技法
- ・ 本人中心計画 (西宮・青葉園) を参照
- ・ ストレング・スモデル等のエッセンスを取り入れて研修内容を構成
- ・ 言語的コミュニケーションが困難な重度障害向け意思決定支援 SCOPE(オーストラリア) を参照
- ・ 研修内容の参考文献として、SCOPE の支援ガイド・研修用スライドを日本語訳

D . 考察

意思決定支援は、近年各分野で注目されており、平成 29 年度老人保健事業推進費等補助金において「日常生活や社会生活等において認知症の人の意思が適切に反映された生活を送れるようにするための意思決定支援の在り方に関する研究事業」が行われ、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援に関するガイドライン - 案 - 」が作成された他、大阪家裁家事第 4 部の裁判官及び調査官、大阪弁護士会、大阪司法書士会・公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部、公益社団法人大阪社会福祉士会所属の専門職らによる大阪意思決定支援研究会が「意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン」を作成した。

意思決定支援は、自己決定の尊重と同様、意思決定に困難を抱える人を支援する上での基本とすべきものである。意思決定支援を「特別な技法」としてとらえるのではなく、全ての支援の基本として当たり前に行うべきこととして現場の支援者に浸透させる必要がある。そのためには、意思決定支援を実感として理解するための研修が必要である。

研修を検討するに当たっては、講義による学習に加えて、演習や映像教材等を活用し、意思決定支援の大切さが実感できる研修を組み立てる必要がある。

E . 結論

平成 30 年度の研究内容として、次のことに取り組むこととする。

- ・研修カリキュラム作成
- ・講師用テキスト作成
映像の解説、質問の方法
- ・受講者用テキスト作成
レジュメ+ワークで使う教材・シート程度のもの
本を作る必要はない。アウトカムを達成するために必要十分なもの
- ・テスト研修（最低 2 回）の実施 2018 年 12 月、2019 年 2 月（アメニティ）

. 平成 30 年度の研究について

B . 研究方法

1 . 検討委員会の設置

障害者の意思決定支援に知見のある研究者及び実務家による研究協力者を招聘し、個別の意見交換及び検討委員会を設置し、意思決定支援のプログラム及びテキスト作成について検討した。

(1) 検討委員

研究分担者

- ・ 曾根直樹（日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科准教授）

研究協力者

- ・ 水島俊彦（八戸法テラス弁護士、日弁連高齢者・障害者権利支援センター運営委員、英国エセックス大学ヒューマンライツセンター元客員研究員）
- ・ 長坂俊成（立教大学大学院 21 世紀社会デザイン研究科教授）
- ・ 岩崎 香（早稲田大学人間科学学術院 准教授）
- ・ 名川 勝（筑波大学人間総合科学研究科 講師）
- ・ 西田良枝（社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも 理事長）
- ・ 本間奈美（社会福祉法人佐渡福祉会 相談支援専門員）

(2) 検討委員会等の開催状況

検討委員会等を以下の通り行った。

参加者の（S）はスカイプによる参加

第1回検討委員会

日時 平成30年（2018年）5月6日（日）10:00～12:00

場所 イオンコンパス八重洲会議室

参加者

曾根直樹、岩崎香、西田良枝、長坂俊成、水島俊彦（S）、名川勝（S）、本間奈美（S）
於保真理（事務局）

検討事項

- 1．平成30年度の研究内容
 - （1）研修カリキュラム作成
 - （2）講師用テキスト作成
 - （3）受講者用テキスト作成
 - （4）研修用映像の作成、解説
 - （5）テスト研修（最低2回）の実施（2018年12月、2019年2月目途）
 - （6）テスト研修の前後に行うアンケート調査の結果を元に、研修効果を評価するとともに改善を加える
- 2．研修の目標
 - （1）利用者中心の支援が必要な根拠や背景を知る
 - （2）「意思決定支援ガイドライン」の内容を理解する
 - （3）受講者が、これまで他者決定による支援を行ってきたことへの気づきを得る
 - （4）意思決定支援が利用者中心の支援を実現することを実感する
 - （5）受講者が実践現場に戻って意思決定支援に取り組めるようにする
 - （6）研修効果の標準化のため、映像、テキスト、ルーティーン化などを工夫する
- 3．研修の対象者
 - （1）相談支援専門員
 - （2）サービス管理責任者
 - （3）その他「意思決定支援責任者」に該当する職員
- 4．研修の規模
 - （1）全体講義 120～200人 2時間×2
 - （2）個別ワークショップ 20～50人 × 2～4テーマ

第2回検討委員会

日時 平成30年（2018年）5月27日（日）10:00～12:00

場所 イオンコンパス八重洲会議室

参加者

曾根直樹、水島俊彦、本間奈美（S）、西田良枝、名川勝（S）、長坂俊成、岩崎香

小川孔美（ゲストスピーカー・埼玉県立大学保健医療福祉学部准教授）

片桐公彦（オブザーバー） 於保真理（事務局）

検討事項

- 1．研修用映像について
 - ・意思決定支援 e-learning 教材視聴および検討（埼玉県立大学小川先生 DVD）
 - ・意思決定支援 研修用再現映像 企画案（長坂先生作成パワーポイント）
- 2．事例について
 - ・本間先生作成事例 検討
 - ・岩崎先生作成事例検討
- 3．研修全体の構成について
 - ・研修対象者は、相談支援専門員＋サービス管理責任者＋その他「意思決定支援責任者」に該当する職員のみか、親や後見人を含めるのか否か
 - ・研修の目的としての概念理解のあり方（講義形式なのか事例の中での例示か）
 - ・事例の提示方法（良い例と悪い例を対比させるのか、困難事例の検討か）
 - ・基礎編から応用編への流れをどう位置づけるか
 - ・事前と事後の効果測定のための簡単なスケール

第3回検討委員会

日時 平成30年（2018年）6月24日（日）10:00～12:00 13:00～15:00

場所 イオンコンパス八重洲会議室

参加者

曾根直樹、水島俊彦、本間奈美、西田良枝、名川勝、長坂俊成、岩崎香

於保真理（事務局）

検討事項

- 1．基本的枠組み
 - 基礎 3時間
 - 構成 意思決定支援の概念整理
会議運営
個別スキル（ツール、計画、記録）
 - 目的・どんな人にも意思がある
 - ・まずやってみよう！と思えるように、自分の実践が変わる
 - ・「自分がやってきたこと、他人がやってきたことは、本当に『良かったこと』だったのか？」という疑問を持ってもらう
- 2．事例の検討
 - （1）本人の意思決定の障害要因
言葉がないという思い込み

意思そのものがない（意思・希望の把握が困難）本人“意思”の吟味不足
能力が無い

実現可能性が乏しい（意思あっても他社の協力が無い 予算、社会資源が
少ない、選択肢を限ってしまう（支援者がその可能性を狭めてしまう））

本人と周囲との対立

周囲同士の対立（利益の対立、価値観違い、リスク回避）

支援者の萎縮（仲間外れ、責任押しつけ、本人の権利目線のために）

関係性の欠如

（２）解消するための方策

第４回検討委員会

日時 平成30年（2018年）7月22日（日）10:00～12:00

場所 イオンコンパス八重洲会議室

参加者

曾根直樹、水島俊彦、西田良枝、名川勝、長坂俊成、岩崎香、片桐公彦（オブザーバ

ー）

於保真理（事務局）

検討事項

1．研修プログラム進行表について

概念整理・気づきセッション（1～1.5時間）

ガイドライン解説（1.5～2時間）

個別スキル

<気づきグループワーク>（10～30分）

A 意思決定におけるリスク・阻害要因

受講者自身の経験

クライアントに対しては？

B 支援された意思決定

受講者自身の経験

クライアントに対しては？

B' 代理代行決定

受講者自身の経験

クライアントに対しては？

C 私たちの権利は

受講者自身の権利行使

クライアントは権利行使ができていますか？

D 意思決定支援

意思決定支援スケールをつかう

< 阻害要素グループワーク > (10 ~ 30 分)

阻害要素ごとに

グループワーク 要素に関する解説を用意する

一つの事例の中から阻害因子を発見していくか

< 意思決定支援の概念解説 >

第 5 回検討委員会

日時 平成 30 年 (2018 年) 8 月 24 日 (金) 18:30 ~ 20:30

場所 イオンコンパス八重洲会議室

参加者

曽根直樹、水島俊彦、西田良枝、岩崎香、本間奈美 (S) 片桐公彦 (オブザーバー)

於保真理 (事務局)

検討事項

配布資料

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン研修案

意思決定支援における基本的考え方 意思決定支援を読み解く

意思決定支援と成年後見人の関わり 意思と選好などを中心に

前回会議議事メモ (0722 ホワイトボード)

ガイドライン教材スライド

気づきグループワーク (案)

全体スケジュール (案)

阻害要因別事例 (岩崎)

内容

(1) 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン 研修案

意思決定支援の定義 (他のガイドラインとの比較)

支援付き意思決定および代理代行決定の違い

(2) 教材スライドについて

・意思決定支援における基本的考え方 意思決定支援を読み解く

・意思決定支援と成年後見人の関わり 意思と選好などを中心に

・ガイドライン教材

(3) 気づきグループワークについて

(4) 阻害要因グループワークについて

第 6 回検討委員会

日時 平成 30 年（2018 年）9 月 24 日（月）18:30～20:30

場所 イオンコンパス八重洲会議室

参加者

曽根直樹、水島俊彦、西田良枝、名川勝、岩崎香、本間奈美、於保真理（事務局）

検討事項

研修プログラムの検討

- 1．概念整理について
本研修における意思決定支援の定義
他ガイドラインの位置づけ
- 2．各グループワークについて
岩崎班グループワーク
気づきグループワーク
- 3．個別スキルについて
- 4．評価について

第 7 回検討委員会

日時 平成 30 年（2018 年）10 月 28 日（日）18:30～20:30

場所 イオンコンパス八重洲会議室

参加者

曽根直樹、西田良枝、岩崎香、長坂俊成、本間奈美（S）、片桐公彦（オブザーバー）
於保真理（事務局）

検討事項

配布資料

- ・意思決定支援とサービス等利用計画
- ・意思決定支援における基本的考え方（スライド）
- ・映像で学ぶパート 2 シナリオ 20181028 版（認知症・失語症バージョン）
- ・意思決定支援会議の進行上のポイント

内容

研修プログラムの検討

- 1．障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン研修案
- 2．映像化について
意思決定支援会議シナリオ（長坂）
グループワーク提供映像資料（西田）
- 3．意思決定支援計画について
意思決定支援とサービス等利用計画（本間）
- 4．意思決定支援計画モニタリングおよびフィードバック記録について

第8回検討委員会

日時 平成30年(2018年)11月30日(金)18:30~20:30

場所 イオンコンパス八重洲会議室

参加者

曾根直樹、長坂俊成、水島俊彦、西田良枝、名川勝、本間奈美(S)

検討事項

1. 研修全体の構成について
2. 映像資料について
3. 意思決定支援会議および記録について
4. 評価について
5. モデル研修のあり方について

第9回検討委員会に向けての打合せ

日時 平成30年(2018年)12月16日(日)21:00~23:00

場所 ザ・パークハウス志木

参加者

曾根直樹、水島俊彦、名川勝、本間奈美(S)

検討事項

- ・研修資料について

第9回検討委員会

平成30年(2018年)12月26日(水)17:30~20:00

日本社会事業大学文京キャンパス401教室

参加者

曾根直樹、水島俊彦、西田良枝、名川勝、長坂俊成、岩崎香、本間奈美
片桐公彦(オブザーバー)、於保真理(事務局)

検討事項

第1回意思決定支援試行的研修会(10:00~17:00)実施後の評価
受講者アンケートの共有

第10回検討委員会

平成31年(2019年)1月28日(月)18:30~20:30

イオンコンパス八重洲会議室

参加者

曾根直樹、水島俊彦、西田良枝、名川勝、長坂俊成、岩崎香、本間奈美(S)

片桐公彦（オブザーバー） 於保真理（事務局）

検討事項

- 1．第一回モデル研修の評価
- 2．研修プログラムスライド案の検討
- 3．映像資料について

第 11 回検討委員会

平成 31 年(2019 年)2 月 28 日（木）18:30～20:30

イオンコンパス八重洲会議室

参加者

曾根直樹、水島俊彦、西田良枝、名川勝、岩崎香、本間奈美（S）

検討事項

- 1．2 月 10 日第 2 回モデル研修のふりかえり
- 2．アンケートの分析
- 3．研修プログラムテキスト執筆確認
- 4．映像資料の確認

（3）意思決定支援試行的研修会及びアンケート調査の実施

意思決定支援の試行的研修会及びアンケート調査を以下の通り行った。

第 1 回意思決定支援試行的研修会

平成 30 年（2018 年）12 月 26 日（水）10:00～17:00

日本社会事業大学文京キャンパス 401 教室

参加者

曾根直樹、水島俊彦、西田良枝、名川勝、長坂俊成、岩崎香、本間奈美

片桐公彦（オブザーバー） 於保真理（事務局）

受講者 13 人

第 2 回意思決定支援試行的研修会

平成 31 年（2019 年）2 月 10 日（日）9:00～15:00

びわ湖大津プリンスホテル・伊吹

参加者

曾根直樹、水島俊彦、西田良枝、名川勝、長坂俊成、岩崎香、本間奈美

受講者 73 人

2．倫理面への配慮

意思決定支援ガイドラインを普及啓発するための研修プログラム及び研修教材の案を作成した後、それらを活用した試行的研修を実施し、公募した研修受講者に対して研修後にアンケート調査を実施し、研修内容及び普及型の研修としての再現性に関する評価を実施し、評価内容を反映した修正を行った上で完成させた。

意思決定支援の試行的研修受講者に対して、研修開始前に「研修の目的及びアンケート調査への協力をお願い」において、回答結果は研修内容を改善するために使用し、それ以外の目的には使用しないこと、回答は無記名とし、回答者が特定されることはないこと、記述式の回答内容を研究報告書に記載する場合は、個人や事業所、団体等が特定されないよう匿名化した上でコード化を行うこと、この調査から得られた結果は、厚生労働科学研究費補助金の報告書に記載するとともに、学会や学術雑誌などで公表すること、個人情報や事業所の情報が特定されることはないことを説明した。

なお、アンケート調査は任意とし、アンケート調査への回答をもって調査に同意したものとした。

この調査は、日本社会事業大学研究倫理委員会の承認を受け、日本社会事業大学研究倫理規範に基づいて行った。(承認日：2019年2月18日)

(研究倫理委員会 <https://www.jcsw.ac.jp/research/rinri.html>)

C．研究結果

1．研修の前提

意思決定支援ガイドライン研修は、サービス管理責任者研修や相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修のように、厚生労働省告示で定められた研修ではなく、障害者総合支援法における事業所等の従事者が任意で受講する研修として実施される。

ただし、意思決定支援ガイドライン研修開催にかかる経費については、平成31年(2019年)度より地域生活支援事業の成年後見制度普及啓発事業として実施する場合、対象経費として補助の対象となること、厚生労働省が平成31年3月7日に開催した障害保健福祉関係主管課長会議において示された。

障害者総合支援法においては、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者並びに指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（以下、「障害福祉サービス事業者等」という。）は、利用者の意思決定の支援に配慮する責務を有することから、これらの事業の従事者が意思決定支援ガイドライン研修を積極的に受講することが望まれる。このため、意思決定支援ガイドライン研修は、一定数の受講者を念頭に、講師に依存しない再現性の高い内容が求められる。

2．意思決定支援研修の枠組み

以上を踏まえ、意思決定支援ガイドライン研修の枠組みを次のように考えた。

(1) 研修の目的

意思決定支援ガイドライン研修の目的を次の通りとした。

利用者中心の支援が必要な根拠や背景を知る

「意思決定支援ガイドライン」の内容を理解する

受講者自身が、これまで他者決定による支援を行ってきたことへの気づきを得る

意思決定支援が利用者中心の支援を実現することを実感する

受講者が実践現場に戻って意思決定支援に取り組めるようにする

(2) 受講者

受講者として、意思決定支援責任者として意思決定支援会議の招集や意思決定支援計画の作成に携わる可能性が高い職員、即ち、障害福祉サービス事業者等に従事するサービス管理責任者及び相談支援専門員、その他意思決定支援責任者に該当する可能性のある職員を優先的な受講者として想定する。

(3) 研修日数と時間

障害福祉サービス等の事業者が、支援現場に従事する職員を研修に参加させるためには、研修受講で欠員となった職員を他の職員配置で補う等の支援体制の変更が必要となる。また、障害福祉サービス等の事業者は、サービス管理責任者研修や相談支援従事者初任者研修等、障害者権利擁護・虐待防止研修、強度行動障害支援者養成研修

等、事業運営上参加することが必須となる研修も多いため、任意で受講する意思決定支援ガイドライン研修の受講を促進するためには、事業者にとって職員を研修に参加させやすいものであることが求められる。

以上の観点から、研修は1日で修了する内容とする。また、都道府県単位での実施を想定し、事業所から会場までの交通時間を見込んだ上で、研修は6時間程度の内容とすることとした。

(4) 研修のタイムテーブル

これらの観点から、意思決定支援ガイドライン研修のタイムテーブルを次のように仮定した。

表1 意思決定支援ガイドライン研修タイムテーブル(研修330分+休憩90分)

| No | 時間 | 大カテゴリ | 中カテゴリ | タイトル | 内容 | ねらい |
|----|----|-------|-------|-------------------------------------|--|---|
| 1 | 19 | 導入 | GW | 気づきグループワーク | アイスブレイク(お互いに握手して、簡単な自己紹介をする) 意思決定支援の主体は? 支援された意思決定の主体は? に関するグループディスカッション(適宜、講師はグループにマイクを渡して回答してもらう) 解説 受講者自身がリスクを取った経験についてのグループディスカッション(質問)+マイクを渡して回答+「そのときの事を振り返ってどのように感じますか?」と質問 利用者本人が意思決定する事、リスクを取ることを支援した経験についてのグループディスカッション(質問)+マイクを渡して回答+適宜質問 | アイスブレイクとともに、意思決定支援における自身の経験を受講者と共有する。 支援付き意思決定の主体が本人であること、意思決定支援は支援者(サポーター)としての一手段であることの気づきを得る。リスク抜きに意思決定は出来ないことを理解する。 |
| 2 | 30 | 導入 | GW | 事例から見る「意思決定支援」-意思決定に対する阻害要素とは? - | 「権利」に関する事例 「支援付き意思決定と代理代行決定」の経験に関する事例 「意思決定におけるリスク」の経験に関する事例について講師が紹介。 アイスブレイク(自分の所属+支援している利用者の属性+進行役と発表者を決定)+事例について検討(どのような阻害要素が存在し、どのようにすれば意思決定支援を展開できるか?) | 支援者が直面しがちな意思決定支援における阻害因子(なぜ「意思決定支援」がうまく行かないのか?), どのようにその阻害要因に対応していけば良いかを検討してもらうことにより、研修への関心を高める。 |

| | | | | | | |
|---|----|--------|------------|-------------------------------|--|--|
| 3 | 18 | 導入 | 発表 + 解説 | 意思決定を支援するかかり支援例 | 事例について各グループからの発表 + 各事例の解説 + 阻害要因に関する解説 | それぞれのグループの検討結果を共有することで、意思決定支援における課題と対応方法についての気づきを得る。各事例のその後の展開について解説することで、更なる支援方法について気づきを得る。さらに、阻害要因を提示することで、意思決定支援の必要性を理解する。 |
| 4 | 60 | 導入 | 講義 | 「意思決定支援」における基本的考え方 | <p>「意思決定支援」についての基本的な考え方に関する解説</p> <p>支援付き意思決定と代理代行決定の区別、検討順序</p> <p>基本的な考え方(3つのスタンス(表出された意思 意思と選好に基づく最善の解釈 最善の利益)の紹介、障害者権利条約及び同条約委員会の一般的意見)</p> <p>トリガー映像(3分) + 3つのスタンスの解説</p> <p>意思決定に関する能力の判定・法的有効性との対比</p> <p>日常生活における意思決定と社会生活における意思決定の種類・内容</p> <p>レスキュー(解決要請事態)モデルとエンパワメント(自己効力感向上)モデル</p> <p>意思決定の支援の層と層を厚くするための工夫</p> <p>意思決定支援の枠組み(流れ)と本人の意思と選好の収集についての工夫</p> <p>意思決定支援を行うことによる支援者側の考え方・行動の変化</p> | <p>「意思決定支援」という言葉について多義的な意味合いがあること、支援付き意思決定と代理代行決定の領域があること、それぞれの領域においてスタンスの違いがあることを理解する。</p> <p>意思決定支援の場面・機会を列挙し、本人から始まるのか他者から要請されるのかという出発点の違いを意識することにより、実は昨今の意思決定支援は他者からの要請に基づくものが多いことに気づく(本来はもっと前から意思決定支援を行う必要性があることを理解する)。</p> <p>意思決定支援の方法(特に本人の意思と選好に関する収集・更新・解釈方法)や枠組み、好事例について理解し、実践することで、支援者側の考え方や態度の変化があることに気づく</p> |
| 5 | 25 | ガイドライン | 解説 | 障害福祉サービスの提供等に係る意思決定支援ガイドライン解説 | 国内のさまざまな「意思決定支援」ガイドラインの紹介 ガイドライン概要説明(趣旨 総論 各論) | 意思決定支援ガイドラインの全体像と各ガイドラインとの関係性について理解する。 |
| 6 | 45 | 導入 | 解説 | 支援付き意思決定・代理代行決定のプロセス | <p>「意思決定支援」に関する全体のプロセス(手順・原則)の解説</p> <p>「意思決定支援」における基本視点(パーソンセンタード)の理解と様々なアプローチ方法の紹介 + 支援付き意思決定の場面における実践例の映像</p> | 支援付き意思決定の場面から代理代行決定の場面までの一連の流れを把握する。本人の表出された意思・心からの希望を探求するための実践例をイメージさせる。 |
| 7 | 55 | 導入 | 解説 | 意思決定支援会議のあり方 | 寸劇 | |
| 8 | 40 | 導入 | 解説 | | 意思決定支援会議 | |
| 9 | 15 | 導入 | V+ディスカッション | | | 支援付き意思決定の場面における支援は、本人に最終決定権があること、及び支援者が最善 |

| | | | | | | |
|----|----|--------------|-------------------|-------|--|--|
| | | | | | | の利益に基づいて支援する場面ではないことを意識させる。可能であれば、具体的な差異を映像によりイメージさせ、その差異がどこにあるのかを気づかせる。 |
| 10 | 15 | 導入 | V+ ディスカッション | | 代理代行決定の場面において支援者が意識すべきスタンス | 本人の意思決定能力、アセスメント、主観的最善の利益又は意思と選好に基づく最善の解釈に関する理解を深めるとともに、代理代行決定のプロセスを意識させる。また、プロセスを踏まれば誰でも代理代行ができるわけではなく、各種法令に定められた権限に基づいて、適切な者が行う必要があることを説明。 |
| 11 | 10 | 意思決定支援責任者の配置 | 解説 | | 意思決定支援責任者の役割(意思決定支援計画作成への中心的関わり、意思決定支援会議を企画・運営など、意思決定支援の枠組みを作る役割)について | 支援付意思決定の場面(促進者としての役割)と代理代行決定の場面(歯止めとしての役割)それぞれにおいて、意思決定支援者として求められる役割を整理する。 |
| 12 | 10 | 意思決定支援会議の開催 | 解説 | | 意思決定支援会議(支援付き意思決定型/代理代行決定型)の開催にあたっての留意事項 | 意思決定支援会議(支援付き意思決定場面/代行決定場面それぞれ分けて考える)開催にあたっての留意事項、特に、客観的最善の利益を追求することにならないような議論のルール化等を意識させる。 |
| 13 | 25 | 意思決定支援会議の開催 | GW+V 解説 | | 意思決定支援会議(支援付き意思決定型/代理代行決定型)を行うに当たって、それぞれ、どのような会議ルールを設定する必要があるか、をディスカッション。その後、参考例の配布、映像による解説を行う | これまで学んだ、支援付き意思決定と代行決定の差異を各自が理解しているかどうかを確認させる。 |
| 14 | 15 | 意思決定支援会議の開催 | ガイドライン事例1に基づく事例検討 | 知的障害者 | 意思決定支援会議の例 | コミュニケーションが難しいとされる本人について、どのように本人を意思決定の過程に関与させ、かつ、関係者がどのように本人の意思、希望、価値観を汲み取っていくことができるかという点を会議における論点の1つであることを認識させる。 |
| 15 | 15 | 意思決定支援会議の開催 | ガイドライン事例3に基づく事例検討 | 精神障害者 | 意思決定支援会議の例 | リスクの伴う意思決定、賢明でない判断、本人と支援者の見解の相違等がある場合(ジレンマ)の意思決定支援についてイメージさせる。 |
| 16 | 10 | 意思決定支援 | 解説 | | 意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画 | ガイドラインに添付された意思決定支援計画表フォーマット |

| | | | | | | |
|----|----|----------------------|-------------------|-----------------|---|--|
| | | 計画の作成とサービス提供 | | | (意思決定支援計画)の作成にあたっての留意事項 | ト(関係者の役割分担を含む)の使い方を理解する。特に、フォーマット上は、本人の希望についてサービス提供の範囲内に落とし込んでいるように読めるが、必ずしもフォーマルサービスに限定せず、インフォーマルサービスも活用することを意識させるべき。 |
| 17 | 10 | モニタリング・評価・見直し | 解説 | | モニタリング及び評価方法、見直しに関する留意事項 | |
| 18 | 30 | 合理的配慮(支援付意思決定の支援スキル) | 解説 | | 意思決定支援に関するスキルについて | 意思決定支援の場面における本人中心の考え方、本人意思の読み取り、意思形成に関する手法をイメージさせる。 |
| 19 | 20 | 合理的配慮(支援付意思決定の支援スキル) | ガイドライン事例2に基づく事例検討 | 発達障害(自閉症)+知的障害者 | エンパワメント型意思決定支援会議の例と本人に合わせた合理的配慮のあり方 | 様々な意思疎通、意思決定支援のためのツールがあることを知り、現場における活用をイメージさせる。 |
| 20 | 20 | 記録化 | 解説 | | 本人意思の汲み取り、意思決定支援の過程を記録する方法について | 日々の選択における本人の選択とその背景にある価値観等を収集することの重要性を意識し、収集時におけるポイントを学ぶ |
| 21 | 20 | 記録化 | GW | | 支援者と本人との会話に関するビデオを見せ、支援者目線で見た本人の生活環境と会話状況に関する簡単な報告書を書いてもらう。その後、サンプル回答を配布。 | 記録上、落としてはいけないポイントの確認や記載方法が抽象的・曖昧・支援者の主観混じりの表現等になっていないかをセルフチェックする。 |
| 22 | 15 | まとめ | GW | | 冒頭で出した事例をもう一度検討してもらう。最初に検討したときの感覚との違いについてディスカッションを行い、本日学んだことについて確認する。 | |
| 23 | 10 | まとめ | 解説 | | 本日のポイントの整理 | |

(GW = グループワーク、V = ビデオ)

3. 研修効果標準化のための工夫に関する検討

本研修を全国的に普及するためには、研修内容の伝達が研修講師によって左右されないようにする必要があるので、その方策について検討した。

研修で使用するパワーポイント資料を作成し、講師用の解説や研修の進め方についてノートに付す他、意思決定支援を実感するためのグループワークの活用や、意思決定支援会議の具体例を見ながら理解を深めるための研修映像の作成を行うなどの工夫をすることとした。

4. 試行的研修の実施と評価

(1) 試行的研修の実施

開発した研修資料を使用して、以下の日程で試行的研修を実施した。

第1回試行的研修（プレ研修）

日時 平成30年（2018年）12月26日（水）10:00～17:00

場所 日本社会事業大学文京キャンパス 401 教室

受講者募集方法 SNSを通じて、意思決定支援ガイドライン試行的研修への受講者を募集した。

受講者 15人

第2回意思決定支援試行的研修会

日時 平成31年（2019年）2月10日（日）9:00～15:00

場所 びわ湖大津プリンスホテル・伊吹

受講者募集方法 障害福祉関係者が参加する第23回アメニティーフォーラムのプログラムの一環として意思決定支援ガイドライン試行的研修を実施することを告知し、アメニティーフォーラム参加者から受講希望者を募集した。

受講者 73人

(2) 試行的研修の評価

研修受講者に対して研修内容の理解度に関する評価及び研修の再現性に関する評価について、質問紙調査を行った。

1) 研修の理解度及び再現性に関する質問紙調査

研修資料のスライド番号毎の理解度を5段階評価する。

評価スケール：1理解できなかった 2 3 4 5理解できた

研修資料のスライドを研修講師として話せるか5段階で評価する。

評価スケール：1話すことができない 2 3 4 5話すことができる

研修スライド毎に改善点を自由記述する。

受講者の研修の理解度及び講師として話せるかの再現性について受講者に5段階で評価してもらい、得点の平均を出し1回目と2回目の研修を比較した。なお、2回目の研修は、1回目の研修の評価を踏まえてスライドの内容を変更したり、ページの順番を入れ替えたり、不要と考えられるページを削除したりして資料全体に修正を加えたため、ページ番号は第2回研修資料のページ番号を基本として、1回目と2回目のスライドを対応させた。1回目の研修資料から2回目の研修で削除したページや、2回目の研修で新たに加えたページは比較できないため、該当する

回のみ評価の平均点を記載した。

2) 研修の改善点に関する質問紙調査

以下の項目について、研修の改善点を自由記述する。

- (1) 気づきグループワーク
- (2) 事例から見る「意思決定支援」 - 意思決定に対する阻害要素とは? -
- (3) 「意思決定支援」における基本的考え方
- (4) 障害福祉サービスの提供等に係る意思決定支援ガイドライン解説
- (5) 支援付意思決定・代理代行決定プロセスと意思決定支援会議のあり方
 - 「意思決定支援」会議のための事前準備
 - 支援付き意思決定型「意思決定支援」会議の実施
 - 本人意思の推定（意思と選好の最善の解釈）
 - 本人の最善の利益の追求のための指針
- (6) 意思決定を支援するための情報収集と記録
- (7) まとめ
- (8) 全体を通じての感想などご記入ください

(3) 試行的研修の評価結果

1) 第1回試行的研修について

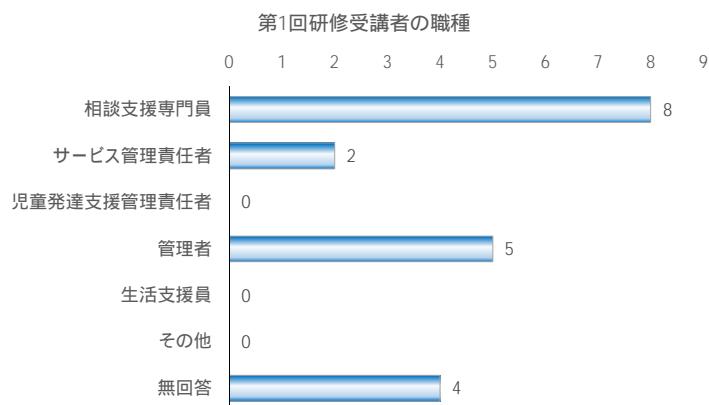
受講者 15人 回答者 15人

2) 第1回研修受講者の職種(複数回答)

表2 第1回研修受講者の職種

| 職種 | 人数 |
|-------------|----|
| 相談支援専門員 | 8 |
| サービス管理責任者 | 2 |
| 児童発達支援管理責任者 | 0 |
| 管理者 | 5 |
| 生活支援員 | 0 |
| その他 | 0 |
| 無回答 | 4 |
| 合計 | 19 |

図1 第1回研修受講者の職種

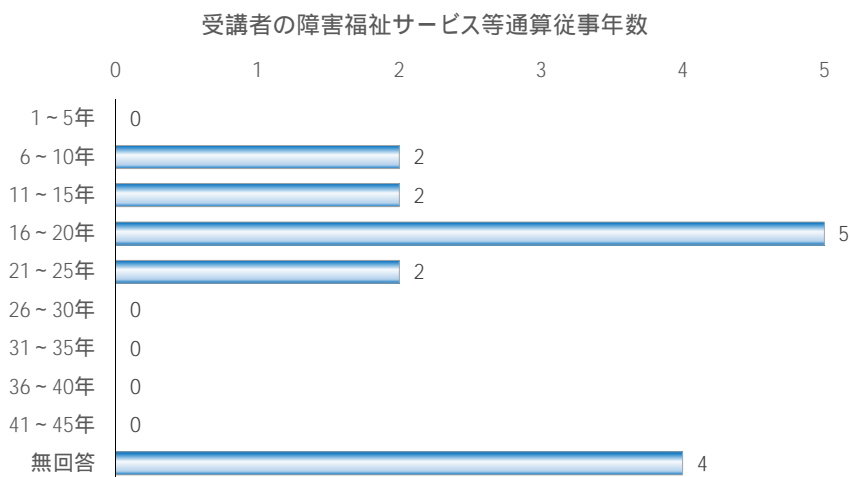


3) 第1回研修受講者の通算従事年数

表3 第1回研修受講者の従事年数

| 年数 | 年 |
|--------|----|
| 1~5年 | 0 |
| 6~10年 | 2 |
| 11~15年 | 2 |
| 16~20年 | 5 |
| 21~25年 | 2 |
| 26~30年 | 0 |
| 31~35年 | 0 |
| 36~40年 | 0 |
| 41~45年 | 0 |
| 無回答 | 4 |
| 合計 | 15 |

図2 第1回研修受講者の従事年数



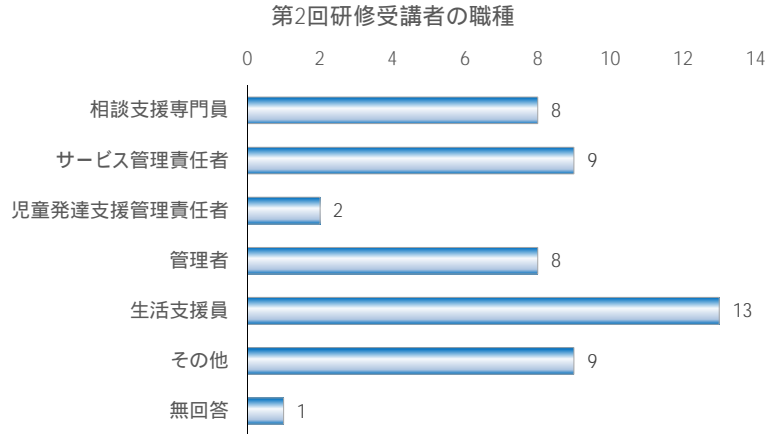
4) 第2回試行的研修について
受講者 73人 回答者 48人

5) 第2回研修受講者の職種(複数回答)

表4 第2回研修受講者の職種

| 職種 | 人数 |
|-------------|----|
| 相談支援専門員 | 8 |
| サービス管理責任者 | 9 |
| 児童発達支援管理責任者 | 2 |
| 管理者 | 8 |
| 生活支援員 | 13 |
| その他 | 9 |
| 無回答 | 1 |
| 合計 | 50 |

図3 第2回研修受講者の職種

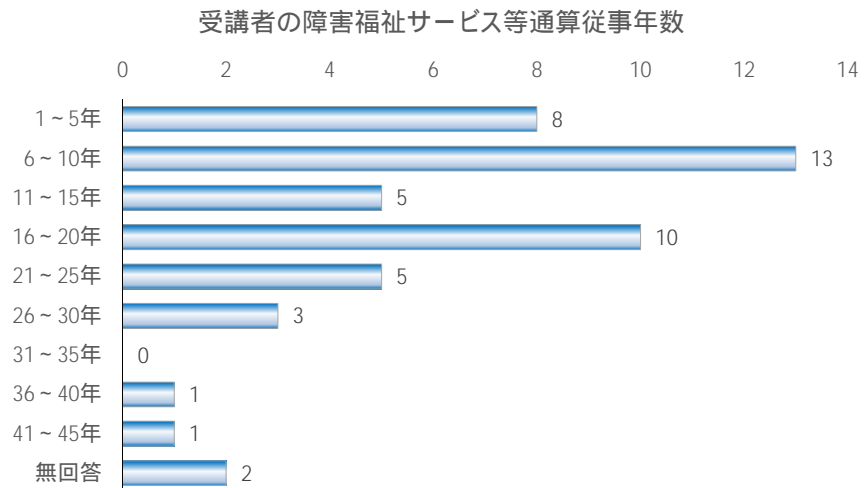


6) 第2回研修受講者の通算従事年数

表5 第2回研修受講者の従事年数

| 年数 | 年 |
|--------|----|
| 1~5年 | 8 |
| 6~10年 | 13 |
| 11~15年 | 5 |
| 16~20年 | 10 |
| 21~25年 | 5 |
| 26~30年 | 3 |
| 31~35年 | 0 |
| 36~40年 | 1 |
| 41~45年 | 1 |
| 無回答 | 2 |
| 合計 | 48 |

図4 第2回研修受講者の従事年数



7) 研修内容に対する評価結果

(1) 気づきグループワーク

1) 研修の理解度及び再現性に関する質問紙調査

理解度、再現性ともに平均が4点を超え、理解・伝達しやすい内容であると考えられる。

図5

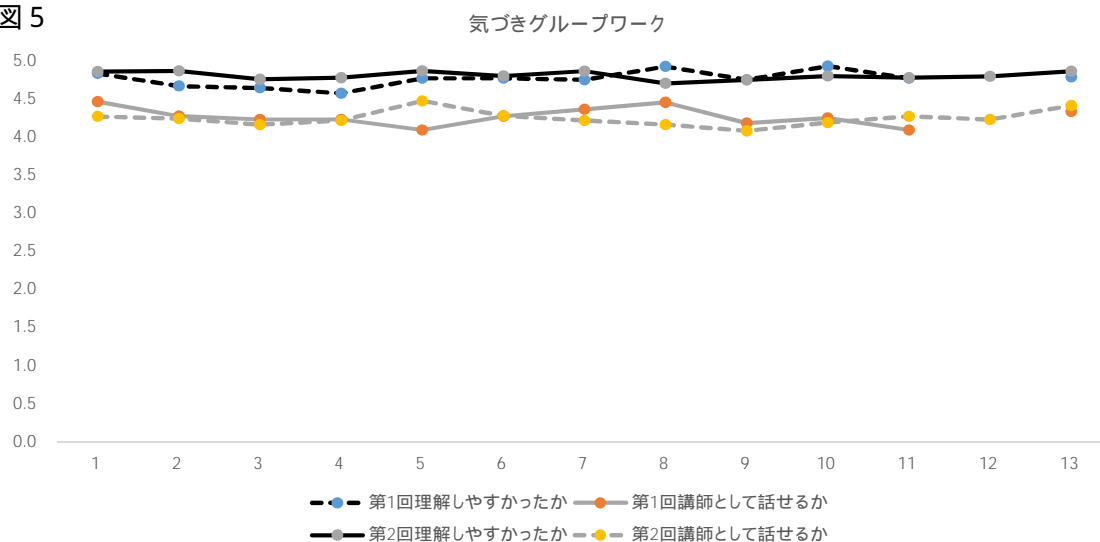


表6

| スライド番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 第1回理解しやすかったか | 4.8 | 4.7 | 4.6 | 4.6 | 4.8 | 4.8 | 4.8 | 4.9 | 4.8 | 4.9 | 4.8 | | 4.8 |
| 第2回理解しやすかったか | 4.9 | 4.9 | 4.8 | 4.8 | 4.9 | 4.8 | 4.9 | 4.7 | 4.8 | 4.8 | 4.8 | 4.8 | 4.9 |
| 第1回講師として話せるか | 4.5 | 4.3 | 4.2 | 4.2 | 4.1 | 4.3 | 4.4 | 4.5 | 4.2 | 4.3 | 4.1 | | 4.3 |
| 第2回講師として話せるか | 4.3 | 4.2 | 4.2 | 4.2 | 4.5 | 4.3 | 4.2 | 4.2 | 4.1 | 4.2 | 4.3 | 4.2 | 4.4 |

2) 研修の改善点に関する質問紙調査

(評価点)

- ・意思決定支援を学ぶ導入で、とても基礎となる大切な問いかけとなっている。
- ・アイスブレイクとして達成感がある。
- ・身近な例で考えることが出来て導入としてわかりやすい。
- ・問いがシンプルで分かりやすい
- ・進めながら自然に始まっているのは良いやり方だと思いました。
- ・最初にグループワークすることで、途中のワークが話しやすくなった。
- ・普段をふり返る機会となった。

(改善点)

- ・時間が短かった。
- ・時間が短すぎる。せっかくの機会が活かされない。
- ・やはり導入は5分程度必要。
- ・グループワークの時間が少ない。
- ・共有することで何を気づかせたいのか、よく分からなかった。

(2) 事例から見る「意思決定支援」 - 意思決定支援に対する阻害要因とは？ -

1) 研修の理解度及び再現性に関する質問紙調査

理解度、再現性ともに平均が 3.5 点を超え、理解・伝達しやすい内容であると
考えられる。

図 6

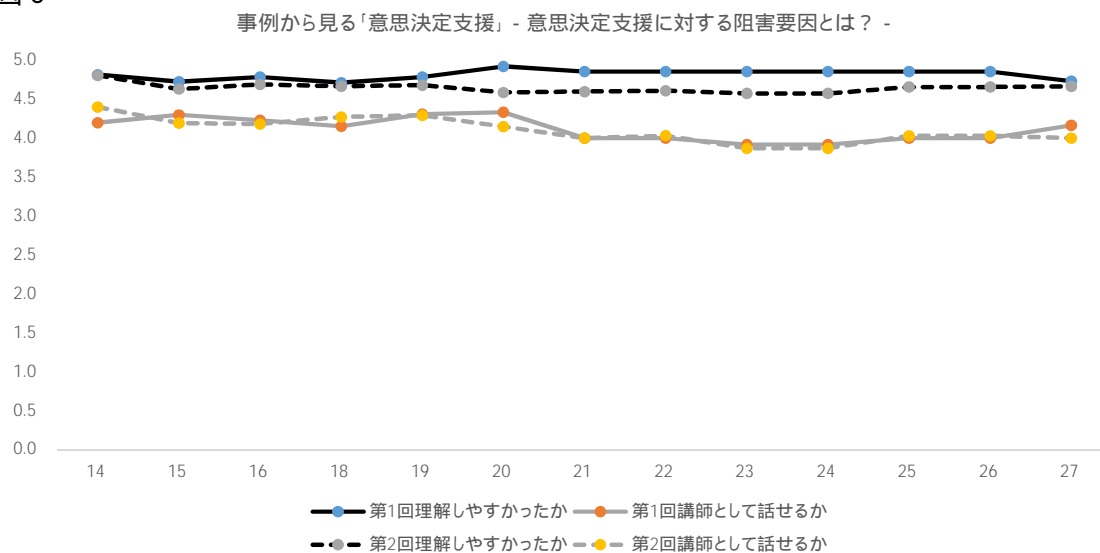


表 7

| スライド番号 | 14 | 15 | 16 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 第1回理解しやすかったか | 4.8 | 4.7 | 4.8 | 4.7 | 4.8 | 4.9 | 4.9 | 4.9 | 4.9 | 4.9 | 4.9 | 4.9 | 4.7 |
| 第2回理解しやすかったか | 4.8 | 4.6 | 4.7 | 4.7 | 4.7 | 4.6 | 4.6 | 4.6 | 4.6 | 4.6 | 4.6 | 4.7 | 4.7 |
| 第1回講師として話せるか | 4.2 | 4.3 | 4.2 | 4.2 | 4.3 | 4.3 | 4.0 | 4.0 | 3.9 | 3.9 | 4.0 | 4.0 | 4.2 |
| 第2回講師として話せるか | 4.4 | 4.2 | 4.2 | 4.3 | 4.3 | 4.1 | 4.0 | 4.0 | 3.9 | 3.9 | 4.0 | 4.0 | 4.0 |

2) 研修の改善点に関する質問紙調査

(評価点)

- ・映像で示すことで、分かりやすい内容になっている。
- ・阻害要素の認識を深めることも大切だと思った。
- ・グループで分析を行うことで、新たな気づきがあった。
- ・イメージしやすい事例で、取り組みやすかった。
- ・事例が多く考える機会が多かった。
- ・「危険をおかす権利の保障」が心に残った。
- ・時間も意見交換も十分でき、互いの顔が見える状態になった。

(改善点)

- ・しっかり時間配分を決めて取り組んだ方がよい
- ・支援例のスライドは、見ないようにとアナウンスしたほうが良い。
- ・グループワークの時に専門別に分けると良い。
- ・阻害要因についてもう少し解説が欲しい
- ・事例は1つのことを丁寧に行なってもいいのでは。

(3) 「意思決定支援」における基本的考え方

1) 研修の理解度及び再現性に関する質問紙調査

理解度、再現性ともに平均が 3.0 点以下のスライドがあったため、内容を見直し、一部削除した上で修正したところ、第 2 回では 3.0 点以上となった。

図 7

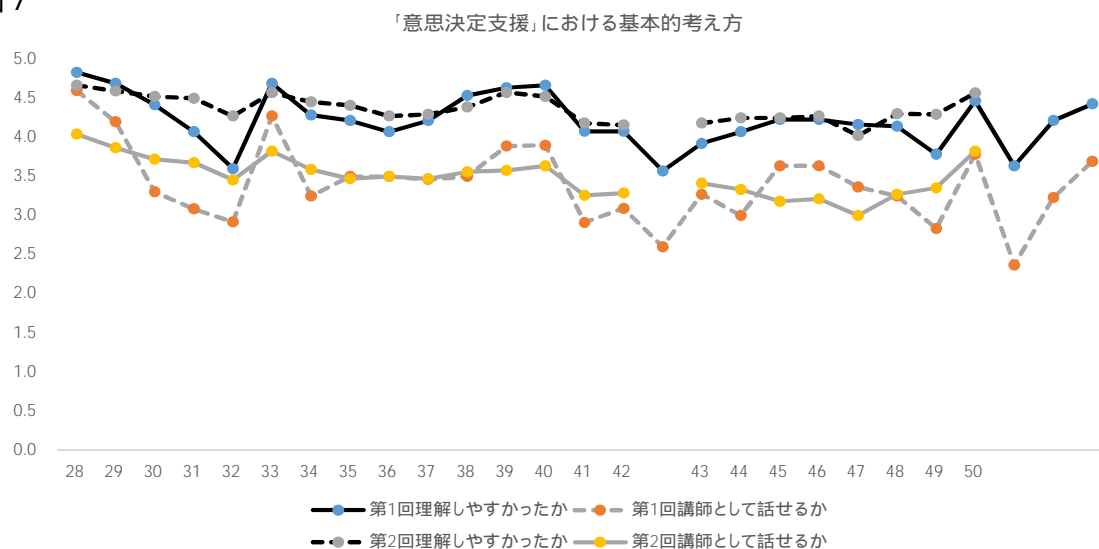


表 8

| | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 | | | | |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 第1回理解しやすかったか | 4.8 | 4.7 | 4.4 | 4.1 | 3.6 | 4.7 | 4.3 | 4.2 | 4.1 | 4.2 | 4.5 | 4.6 | 4.7 | 4.1 | 4.1 | 3.6 | 3.9 | 4.1 | 4.2 | 4.2 | 4.2 | 4.1 | 3.8 | 4.5 | 3.6 | 4.2 | 4.4 |
| 第2回理解しやすかったか | 4.7 | 4.6 | 4.5 | 4.5 | 4.3 | 4.6 | 4.5 | 4.4 | 4.3 | 4.4 | 4.6 | 4.5 | 4.2 | 4.2 | 4.2 | 4.2 | 4.2 | 4.3 | 4.3 | 4.3 | 4.0 | 4.3 | 4.3 | 4.6 | 4.6 | 4.6 | 4.6 |
| 第1回講師として話せるか | 4.6 | 4.2 | 3.3 | 3.1 | 2.9 | 4.3 | 3.3 | 3.5 | 3.5 | 3.5 | 3.5 | 3.9 | 3.9 | 2.9 | 3.1 | 2.6 | 3.3 | 3.0 | 3.6 | 3.6 | 3.4 | 3.3 | 2.8 | 3.8 | 2.4 | 3.2 | 3.7 |
| 第2回講師として話せるか | 4.0 | 3.9 | 3.7 | 3.7 | 3.5 | 3.8 | 3.6 | 3.5 | 3.5 | 3.5 | 3.6 | 3.6 | 3.6 | 3.3 | 3.3 | 3.4 | 3.3 | 3.2 | 3.2 | 3.0 | 3.3 | 3.4 | 3.8 | 3.8 | 3.8 | 3.8 | 3.8 |

2) 研修の改善点に関する質問紙調査

(評価点)

- ・一つ一つ、頭の中を整理するのにとても参考となった。
- ・例を交えてご説明いただき理解出来ました。
- ・映像で示すことで分かりやすい内容になっています。
- ・「エンパワメント」と「レスキュー」の対比や、「意思決定の支援の相」の解説がわかりやすかった。
- ・全員の基準の確立や考察について、統一した意識を持つことができた。
- ・支援者としての役割が理解しやすく、これならやれると思えました。

(改善点)

- ・スライド 38 までの説明をもう少しゆっくり聞きたかった。
- ・自分が解釈する時間がほしかった。
- ・「伝える」時にどう説明するかヒントになるワードがほしかった。
- ・具体例や、少しかみくだいた説明だとわかりやすい。
- ・日々の支援と擦り合わせたり、自分の支援におとしこんでいける工夫がほしい。
- ・法律でも混同されているので丁寧な整理が必要。
- ・資料が文字羅列で見づらい。

(4) 障害福祉サービスの提供等に係る意思決定支援ガイドライン解説

1) 研修の理解度及び再現性に関する質問紙調査

第2回は、理解度、再現性ともに平均が概ね3.5点を超え、理解・伝達しやすい内容であると考えられる。

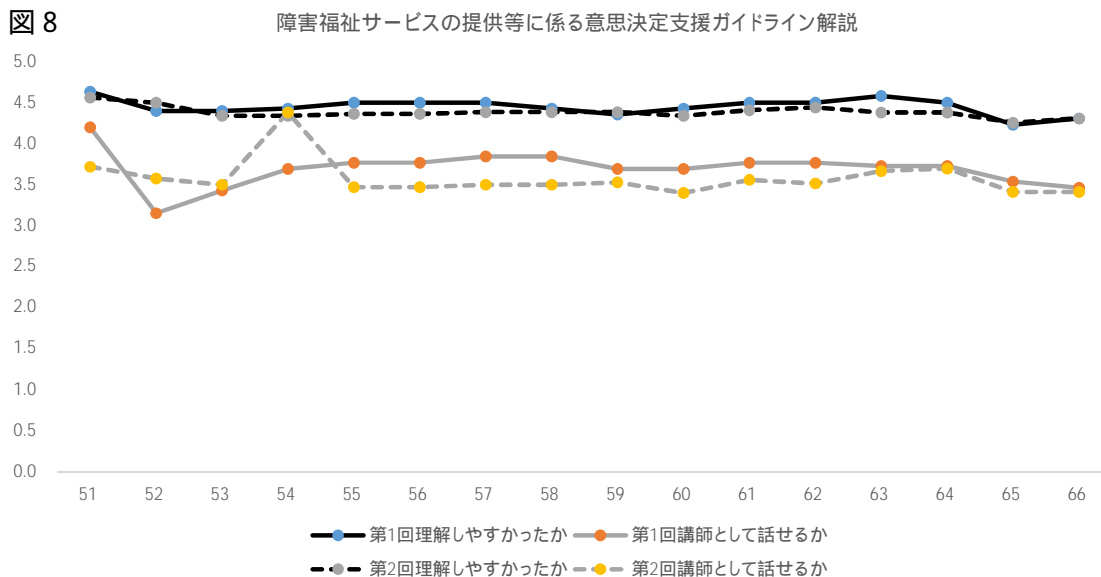


表9

| | 51 | 52 | 53 | 54 | 55 | 56 | 57 | 58 | 59 | 60 | 61 | 62 | 63 | 64 | 65 | 66 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 第1回理解しやすかったか | 4.6 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.5 | 4.5 | 4.6 | 4.5 | 4.2 | 4.3 |
| 第2回理解しやすかったか | 4.6 | 4.5 | 4.3 | 4.3 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.3 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.3 | 4.3 |
| 第1回講師として話せるか | 4.2 | 3.2 | 3.4 | 3.7 | 3.8 | 3.8 | 3.8 | 3.8 | 3.7 | 3.7 | 3.8 | 3.8 | 3.7 | 3.7 | 3.5 | 3.5 |
| 第2回講師として話せるか | 3.7 | 3.6 | 3.5 | 4.4 | 3.5 | 3.5 | 3.5 | 3.5 | 3.5 | 3.4 | 3.6 | 3.5 | 3.7 | 3.7 | 3.4 | 3.4 |

2) 研修の改善点に関する質問紙調査

(評価点)

- ・基本的原則や意思決定支援の流れについて、ある程度理解できた。
- ・後半の事例の部分で理解が深まった。より多くの実践紹介が有効と考える。

(改善点)

- ・エピソード等が挿入されると助かる。
- ・文章が多くなるので、視覚に訴える色や書体に工夫を。
- ・内容だけでなく、なぜ重要なのか、活用方法などの説明があるとよい。
- ・どこまで自分が話せるのか、という心配はる。
- ・ここまで網羅的に押さえておく必要があるのかと感じた。
- ・要点をしぼってスリムにできないか。
- ・スライドに視覚的工夫があると良いのではと感じた。
- ・イメージが付きやすい説明をしてもらえるとありがたい。
- ・解説の時間がもう少し欲しい
- ・ガイドラインを別添として持ちながら解説を聞くことでよりわかると考える。

(5) 「意思決定支援」会議に向けた事前準備（プレミーティング）

1) 研修の理解度及び再現性に関する質問紙調査

第1回研修では、講師による寸劇で意思決定支援会議の場면을再現したが、第2回研修では、研修用ビデオの試写で対応したため、第2回の評価のみとなった。平均はおおむね3.5点を超えており、理解・伝達しやすい内容であると考えられる。

図9

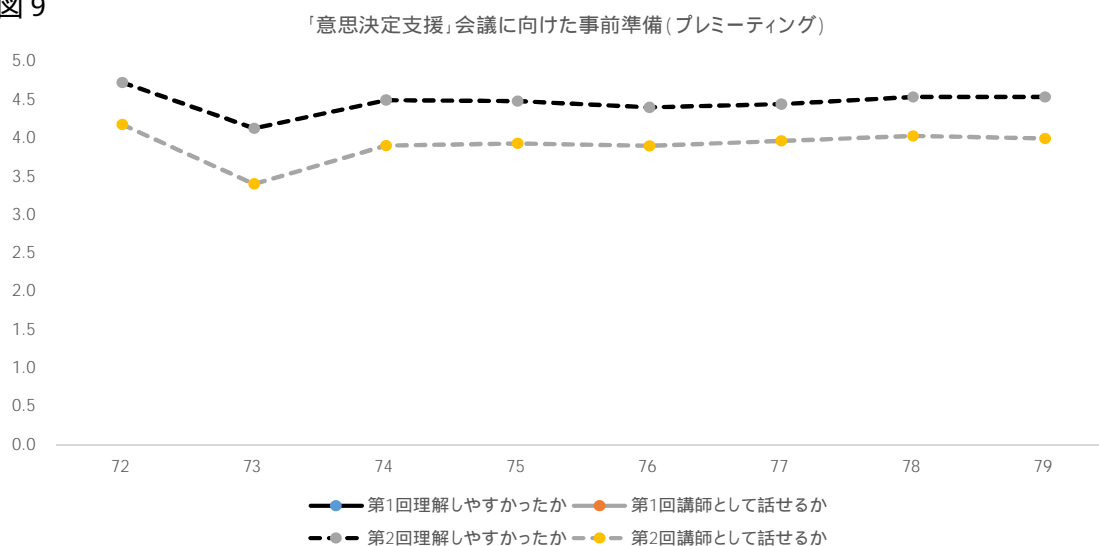


表10

| | 67 | 68 | 69 | 70 | 71 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 第1回理解しやすかったか | | | | | |
| 第2回理解しやすかったか | 4.7 | 4.7 | 4.6 | 4.7 | 4.5 |
| 第1回講師として話せるか | | | | | |
| 第2回講師として話せるか | 4.3 | 4.4 | 4.2 | 4.3 | 3.9 |

2) 研修の改善点に関する質問紙調査

(評価点)

- ・事前準備の必要性、大切さを知ることができ。
- ・ビデオを見てグループワークをすることは効果的だと思う。
- ・実際の映像がある点がとてもよかった。
- ・日頃のケースワークを客観的に振り返ることが出来た。
- ・ビデオ、ワーク、振り返りで意思決定支援会議の進め方がわかった。
- ・映像を使いながらGWを行なう手法はスーッと入ってきた。
- ・支援付意思決定・代理代行決定の違いや流れの理解を深めることができた。

(改善点)

- ・全体的に、もう少し時間をかけて話を聞きたい。
- ・代理代行決定の内容がもっとあっても良かった。
- ・会議前に陥りやすい設定があると参考になる。

- ・人材不足の中、意思決定のためだけの会議は設ける時間がないのが現状ということもわかってほしい。

(6) 「意思決定支援」におけるプロセス理解

1) 研修の理解度及び再現性に関する質問紙調査

(5)と同様、第1回研修では、講師による寸劇で意思決定支援会議の場면을再現したが、第2回研修では、研修用ビデオの試写で対応したため、第2回の評価のみとなった。平均はおおむね3.5点を超えており、理解・伝達しやすい内容であると考えられる。

図 11

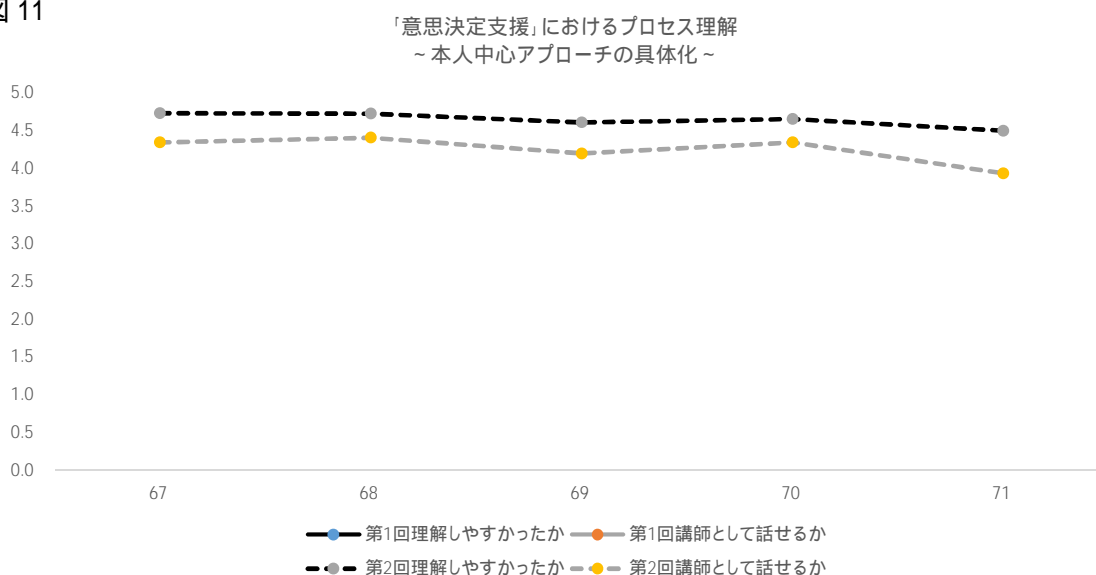


表 12

| | 72 | 73 | 74 | 75 | 76 | 77 | 78 | 79 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 第1回理解しやすかったか | | | | | | | | |
| 第2回理解しやすかったか | 4.7 | 4.1 | 4.5 | 4.5 | 4.4 | 4.4 | 4.5 | 4.5 |
| 第1回講師として話せるか | | | | | | | | |
| 第2回講師として話せるか | 4.2 | 3.4 | 3.9 | 3.9 | 3.9 | 4.0 | 4.0 | 4.0 |

2) 研修の改善点に関する質問紙調査

(評価点)

- ・本人の情報収集、コミュニケーションに活用できるものの獲得の支援の必要性を学んだ。
- ・本人の情報、状態をしっかりと把握できていなかったり、その配慮に欠けていると支援者側の考えで会議が進んでしまう危険性があることを学べた。
- ・何に気をつけて準備を進めていくのか、本人の思いの確認の仕方など、映像をもとによく実際の映像で、環境設定の工夫を見ることができ、わかりやすかった。
- ・陥りがちな状況を客観視することができる。
- ・会議の統一を図ることができた。
- ・映像を見ながら、わかりやすく理解することができた。

(改善点)

- ・本人側に立つ支援者も役割分担の中に入れておくことも大切。

(7) 支援付き意思決定型「意思決定支援」会議の留意点

1) 研修の理解度及び再現性に関する質問紙調査

(5)(6)と同様に、第1回研修では、講師による寸劇で意思決定支援会議の場面を再現したが、第2回研修では、研修用ビデオに置き換えたため、第2回の評価がないページがある。寸劇よりもビデオの方が理解度・再現性ともに平均点が高くなった。

図 12

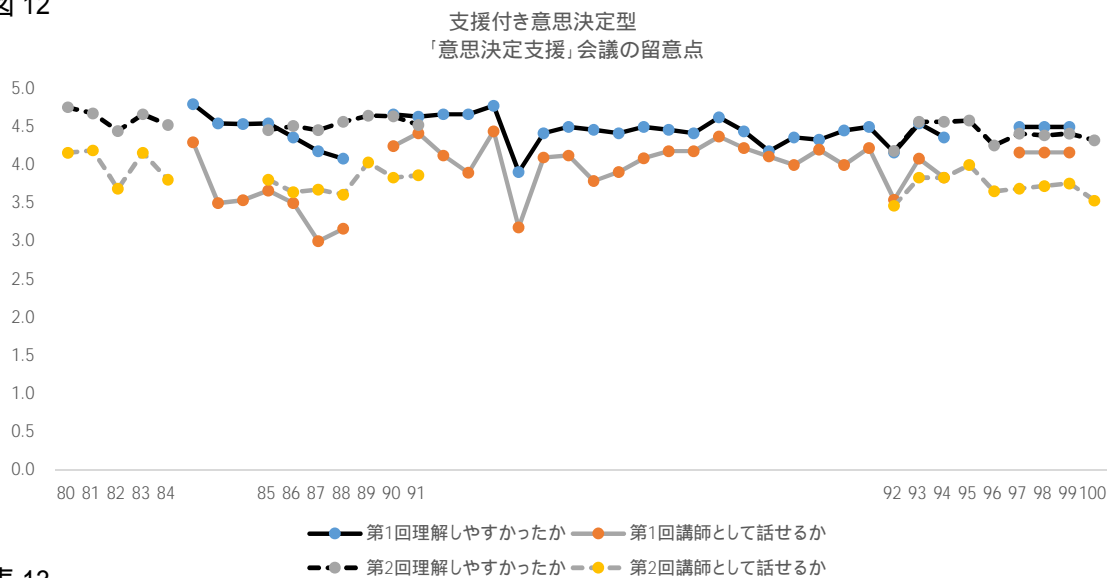


表 13

| | 80 | 81 | 82 | 83 | 84 | 85 | 86 | 87 | 88 | 89 | 90 | 91 | 92 | 93 | 94 | 95 | 96 | 97 | 98 | 99 | 100 | | |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 第1回理解しやすかったか | | | | | | 4.8 | 4.5 | 4.5 | 4.4 | 4.2 | 4.1 | 4.7 | 4.6 | 4.7 | 4.8 | 3.9 | 4.4 | 4.5 | 4.5 | 4.4 | 4.5 | 4.5 | |
| 第2回理解しやすかったか | 4.8 | 4.7 | 4.4 | 4.7 | 4.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第1回講師として話せるか | | | | | | 4.3 | 3.5 | 3.5 | 3.7 | 3.5 | 3.0 | 3.2 | 4.3 | 4.4 | 4.1 | 3.9 | 4.4 | 3.2 | 4.1 | 4.1 | 3.8 | 3.9 | 4.1 |
| 第2回講師として話せるか | 4.2 | 4.2 | 3.7 | 4.2 | 3.8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

2) 研修の改善点に関する質問紙調査

(評価点)

- ・会議の導入の大切さ、ファシリテータ的な役割は、意思決定支援責任者の方が今回の会議の設定ではよかったように感じた。
- ・良い事例だと感じた。
- ・映像中のホワイトボードへの記入等、実践の参考になる。
- ・トーキングマットについては初めて知った。ぜひ活用してみたい。
- ・会議の統一を図ることができた。
- ・会議の取り組み方を反省させられた。
- ・映像をみながら分かりやすく理解することができた。
- ・ビデオを使いわかりやすくグループワークできた。

(改善点)

- ・どうすればこの会議がスムーズにすすむのかを話し合う時間が必要。

(8) 本人意思の推定 本人の最善の利益の追求のための指針

1) 研修の理解度及び再現性に関する質問紙調査

第2回研修の方が、平均点が下がったページがあるが、3.0点以上のため、理解・伝達しやすい内容であると考えらる。

図 13

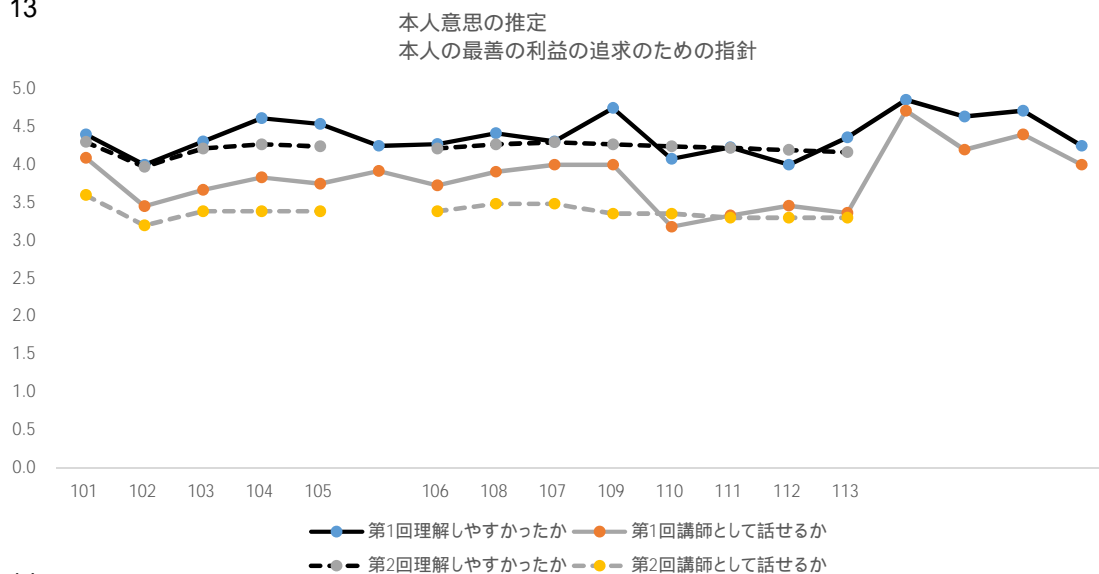


表 14

| | 101 | 102 | 103 | 104 | 105 | 106 | 108 | 107 | 109 | 110 | 111 | 112 | 113 | | | | | |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 第1回理解しやすかったか | 4.4 | 4.0 | 4.3 | 4.6 | 4.5 | 4.3 | 4.3 | 4.4 | 4.3 | 4.8 | 4.1 | 4.2 | 4.0 | 4.4 | 4.9 | 4.6 | 4.7 | 4.3 |
| 第2回理解しやすかったか | 4.3 | 4.0 | 4.2 | 4.3 | 4.2 | | 4.2 | 4.3 | 4.3 | 4.3 | 4.2 | 4.2 | 4.2 | 4.2 | | | | |
| 第1回講師として話せるか | 4.1 | 3.5 | 3.7 | 3.8 | 3.8 | 3.9 | 3.7 | 3.9 | 4.0 | 4.0 | 3.2 | 3.3 | 3.5 | 3.4 | 4.7 | 4.2 | 4.4 | 4.0 |
| 第2回講師として話せるか | 3.6 | 3.2 | 3.4 | 3.4 | 3.4 | | 3.4 | 3.5 | 3.5 | 3.4 | 3.4 | 3.3 | 3.3 | 3.3 | | | | |

2) 研修の改善点に関する質問紙調査

(評価点)

- ・この考え方が最も大事だと思った。
- ・具体的な解釈のポイントを知ることができた。
- ・実際の支援場面では本人意思と社会的制約との対立が生じることが多いが、これらのポイントを参考に汲み取りたい。
- ・丁寧に探っていくための環境設定の重要性について理解が深まった。
- ・ビデオを使いわかりやすくグループワークできた。

(改善点)

- ・意思と選好の推定と、最善の利益の追求は時間をかけないと難しく感じた。
- ・キーパーソンがいる(存在)のなら手助けを頼む。変わることもある前提でゆっくり聞くのが大切なのでは？
- ・概念のむずかしさに加えて、何をもちこれに限界だ、という判断を下すのか、とても悩ましいところだと感じた。
- ・他者にこれを伝えるにはどう話せばよいか分からないのが正直なところ。
- ・理解すべきことが多く、学びにつながるか、もう一度話を聞く必要あり。

(9) 意思決定を支援するための情報収集と記録

1) 研修の理解度及び再現性に関する質問紙調査

第1回研修では平均が2点台のスライドもあったが、第2回研修では改善され、概ね3.5点以上となり、理解・伝達しやすい内容になったと考えられる。

図 14

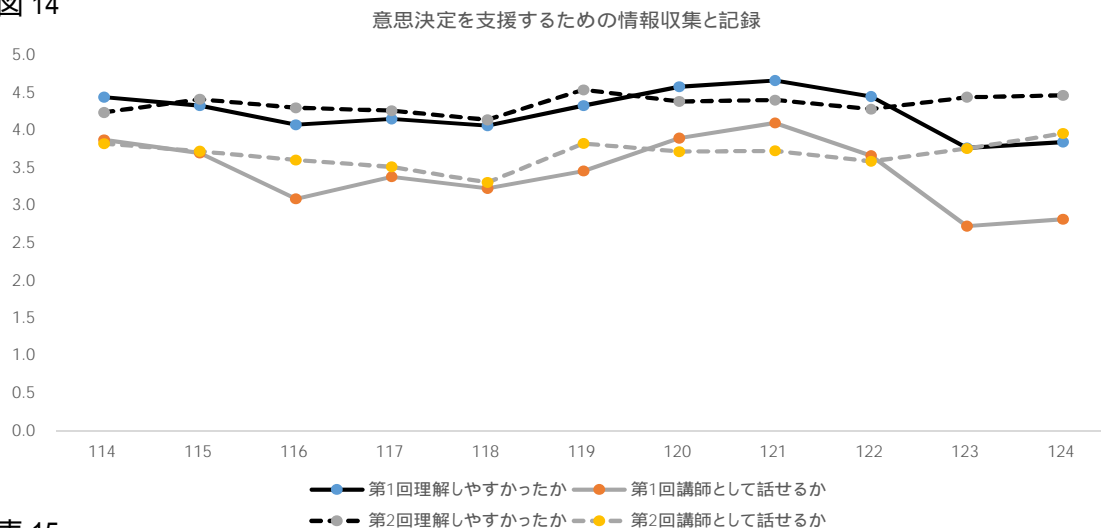


表 15

| | 114 | 115 | 116 | 117 | 118 | 119 | 120 | 121 | 122 | 123 | 124 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 第1回理解しやすかったか | 4.4 | 4.3 | 4.1 | 4.2 | 4.1 | 4.3 | 4.6 | 4.7 | 4.5 | 3.8 | 3.8 |
| 第2回理解しやすかったか | 4.2 | 4.4 | 4.3 | 4.3 | 4.1 | 4.5 | 4.4 | 4.4 | 4.3 | 4.4 | 4.5 |
| 第1回講師として話せるか | 3.9 | 3.7 | 3.1 | 3.4 | 3.2 | 3.5 | 3.9 | 4.1 | 3.7 | 2.7 | 2.8 |
| 第2回講師として話せるか | 3.8 | 3.7 | 3.6 | 3.5 | 3.3 | 3.8 | 3.7 | 3.7 | 3.6 | 3.8 | 4.0 |

2) 研修の改善点に関する質問紙調査

(評価点)

- ・身近な人と利用者の好き・嫌いのワークは色々な気づきがあって楽しかった。
- ・〇〇さんの好きなこと、嫌いなことなどはご本人の見つめ直しに有効だと思う。
- ・ワークを通して分かりやすく振り返りながら学びを深めることができた。
- ・自分の好き嫌いの情報の捉え方の傾向に気づいた。
- ・蓄積だけではなく、更新することの大切さに気付いた。
- ・記録の重要性を認識できた

(改善点)

- ・大切なことだけれど、人は足りているのか不安。
- ・もう少し時間をとってほしい。
- ・気付きを高めること大切さはよくわかったが、その具体的方法がよく分からないため、具体例等がもっとあるといい。
- ・情報収集と記録が、意思決定支援の中でどのように活用されるかわかると良い。
- ・大切なことだが実際におこなうことが難しい。
- ・ワークの際に自分の身内を例にあげるとはできればたくない。

(10) 本日のまとめ

1) 研修の理解度及び再現性に関する質問紙調査

第1回研修の評価を踏まえ、研修全体のまとめを新たに加えた。平均点は概ね3.5点を超えており、理解・伝達しやすい内容であると考えられる。なお、全体のページ数を減らしたため、P.132～136は1回目の評価のみとなっている。

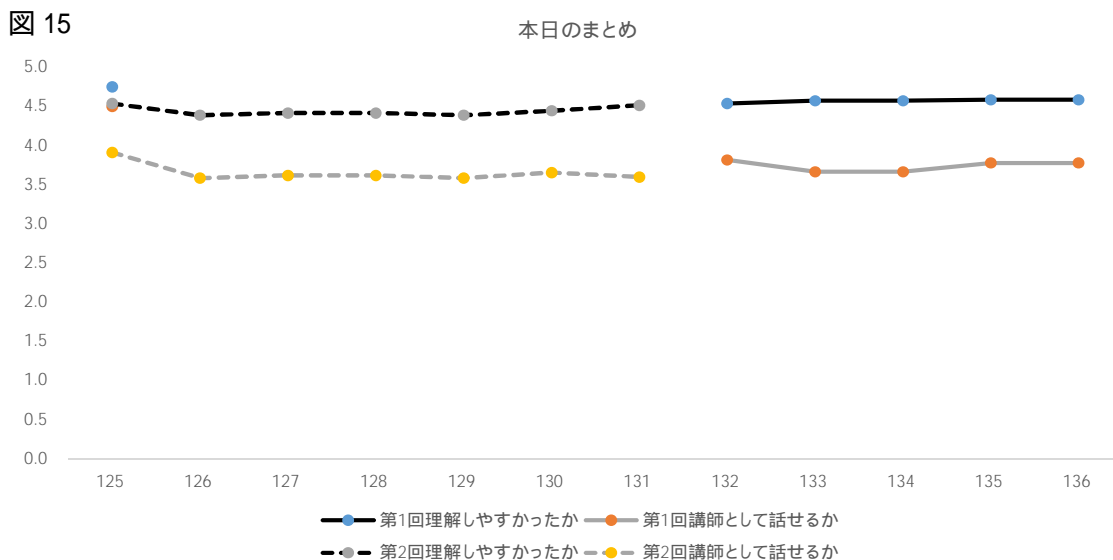


表 16

| | 125 | 126 | 127 | 128 | 129 | 130 | 131 | 132 | 133 | 134 | 135 | 136 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 第1回理解しやすかったか | 4.8 | | | | | | | 4.5 | 4.6 | 4.6 | 4.6 | 4.6 |
| 第2回理解しやすかったか | 4.5 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.5 | | | | | |
| 第1回講師として話せるか | 4.5 | | | | | | | 3.8 | 3.7 | 3.7 | 3.8 | 3.8 |
| 第2回講師として話せるか | 3.9 | 3.6 | 3.6 | 3.6 | 3.6 | 3.7 | 3.6 | | | | | |

2) 研修の改善点に関する質問紙調査

(評価点)

- ・よくまとめられているのでこの全部がしっかり理解できればこの研修がやれるということ。
- ・本人の「意思決定の力」を信じないといけないということがこれでもか・・・というほど説明していただけて、「わかんない人」で片づけようとする人と「えー？ そうかなあ！」と話ができるんじゃないかという気になった。
- ・分かりやすく概要がまとめられていた。
- ・大切なポイントばかりと思うので、ゆっくりと読み返したい。

(改善点)

- ・最終的に重要事項がまとめられていて復習できた。
- ・時間がなかったこともあると思うが、もっとしっかり話をききたかった。
- ・スライドのまとめ方が少し雑に感じる。文字が多い。
- ・評価軸の設定を再考してはどうか。
- ・部分部分で深い説明をして欲しかった。

(11)研修全体を通じての感想

(評価点)

- ・もう一度、時間をかけてじっくり話を聞いたり、GWに取りくめたらと感じた。
- ・やらなければならない、大切なことだとわかっていても、きちんと取り組めていないことであったので、よい契機だった。職場でも共有したい。
- ・この研修を受ける前と後で自分の考え方が全く違うものに変わることを実感できた。
- ・知的・自閉症を主たる対象とした入所施設で仕事をしていると、支援者の価値が主体となりがちだった。
- ・研修会全体はとてもわかりやすくまとまっていたので、たくさんの人に受講してほしい。
- ・意思決定支援（会議）ではないが、個別に聞き取るだけのまねごとのようなことしかできていなかった。
- ・自分の話の聞き方は適切なのだろうか・・・と思う事もあった。
- ・グループワークを通して、経験豊富で、立場のちがう人たちからの意見や思いをシャワーのように浴び、肥料とすることができそう。
- ・わかりやすかった。ワークもよかった。
- ・一つ一つのセクションで学ぶことが多かった。メリハリがあって良かった。
- ・意思決定支援を前提に置いた支援が必要なことはわかっているものの、実際の支援の場面では、時間的制約や社会資源の乏しさ、家族事情等から、どうしてもレスキューモデルに近い展開にならざるを得ない場面が多いと感じる。本人の意思とこうした社会的障壁に粘り強く向き合いながら、折り合いをつけていくことが永遠の課題と感じるが、今日の研修はそのためのヒントになった。
- ・今後、実践を経たり、事例検討等の中で練習を重ねたりしながら研鑽を重ねたい。
- ・日々の支援の弱さ甘さに気づくことができた。
- ・内容のある工夫された研修だった。
- ・一日で研修するのは、大変だった。
- ・大事な要点がわかりやすく研修を受けることができた。
- ・相手の立場になって、「なんで？」を基本に本人のニーズを掘り下げ、アセスメントをしていくことが大事だとわかった。
- ・参加者の意識の高さに感銘を受けた。現場で行なわれている”意思決定”を支えられる研修になってほしい。
- ・合間に映像やワークがあり、集中してきくことができた。能動的に受けたので、どんなことも必要なこととして頭に入った。
- ・仕事、私生活にて考えさせられることが多くあった。
- ・様々な業務の面で考え方や情報収集手段等、活用していけたらと思う。

(改善点)

- ・理解できている人が聞いても、走りすぎで十分な理解に至られないで終わってしまうのが残念。
- ・研修をやめるためには、モデル原稿と標準的時間配分があるといいのではないか。
- ・グループワーク、事例にもっと時間をかけられたら良いのではないか。
- ・テンポアップされると、飲み込めなくなるところもあった。
- ・英語表記はできる限り減らしたほうがよい。
- ・「やるべきこと」ではあるが、「楽しくやる」ことを伝えてほしい。
- ・研修後のフォローアップ研修、ステップアップ研修が欲しい。
- ・時間をかけて受講してみたかった。
- ・日程（時間割）がタイトであった。グループワークをもう少しやりたかった。
- ・意思決定支援という言葉の固さがある。サブタイトルで日々意識しやすい言葉をつけたらどうか。
- ・研修資料に目次（内容の一覧表）があるとよい。
- ・グループワークのページはメモ欄があるとよい。
- ・内容の幅が広く、初級、中級、上級などあれば面白いと思う。
- ・自閉の人に対して、どのような意思決定支援を行うべきなのか具体的に知りたかった。
- ・難しい言葉が多い。もう少しかみ砕いた言葉で。
- ・短時間なのは残念。
- ・資料全体のページ記載がほしかった。
- ・視力の問題で、トーキングマットのカードの内容や人の表情まで見えなかったので、そこを読みとってもらふ意図があるなら、工夫が必要。
- ・無意識に決めている人に対してもひびいてほしい。
- ・二日にわけて、グループワークもしっかりやれると自覚しやすい。
- ・疑問点が解消できないまま、次々すすんでペースが少し速いと感じた。

5. 試行的研修の評価を踏まえた研修タイムテーブルの見直し

試行的研修の評価を踏まえ、グループワークの時間配分やスライドの見直しを行い、研修のタイムテーブルを次のように見直した。

また、1日の研修日程では実施が困難な場合を想定し、時間と内容を短縮し半日で実施できるタイムテーブルを加えた。

(1) 障害福祉サービス等に提供に係る意思決定支援ガイドライン研修(1日コース 340分)

- 1) 利用者中心の支援が必要な根拠や背景を知る
- 2) 「意思決定支援ガイドライン」の内容を理解する
- 3) 受講者自身が、これまで他者決定による支援を行ってきたことへの気づきを得る
- 4) 意思決定支援が利用者中心の支援を実現することを実感する
- 5) 受講者が実践現場に戻って意思決定支援に取り組めるようにする
- 6) 研修効果の標準化のため、映像、テキスト、ルーティーン化などを工夫する

表 17 障害福祉サービス等に提供に係る意思決定支援ガイドライン研修(1日コース)

| 資料 頁 | 時 間 | 大カテ ゴリ | 中カテ ゴリ | タイトル | 内容 | ねらい |
|---------|--------|-----------|-----------|---------------------------|--|---|
| 1-13 | 15 | 導入 | GW | 気づきグループ ワーク | アイスブレイク(お互いに握手して、簡単な自己紹介をする) 意思決定支援の主体は? 支援された意思決定の主体は? に関するグループディスカッション(適宜、講師はグループにマイクを渡して回答してもらう) 解説 受講者自身がリスクを取った経験についてのグループディスカッション(質問)+マイクを渡して回答+「そのときの事を振り返ってどのように感じますか?」と質問 利用者本人が意思決定する事、リスクを取ることを支援した経験についてのグループディスカッション(質問)+マイクを渡して回答+適宜質問 | アイスブレイクとともに、意思決定支援における自身の経験を受講者と共有する。 支援付き意思決定の主体が本人であること、意思決定支援は支援者(サポーター)としての手段であることへの気づきを得る。リスク抜きに意思決定は出来ないことを理解する。 |
| 14-18 | 30 | 導入 | GW | 事例から見る「意思決定支援」 - 意思決定に対する | 「権利」に関する事例 「支援付き意思決定と代理代行決定」の経験に関する事例 | 支援者が直面しがちな意思決定支援における阻害因子(なぜ「意思決定支援」がうまく行か |

| | | | | | | |
|-------|----|--------|-------|-------------------------------|---|---|
| | | | | る阻害要素とは？ - | 「意思決定におけるリスク」の経験に関する事例について講師が紹介。 アイスブレイク(自分の所属+支援している利用者の属性+進行役と発表者を決定)+事例について検討(どのような阻害要素が存在し、どのようにすれば意思決定支援を展開できるか?) | ないのか?)、どのようにその阻害要因に対応していけば良いかを検討してもらうことにより、研修への関心を高める。 |
| 19-26 | 15 | 導入 | 発表+解説 | 意思決定を支援するかわり支援例 | 事例について各グループからの発表+各事例の解説+阻害要因に関する解説 | それぞれのグループの検討結果を共有することで、意思決定支援における課題と対応方法についての気づきを得る。各事例のその後の展開について解説することで、更なる支援方法について気づきを得る。さらに、阻害要因を提示することで、意思決定支援の必要性を理解する。 |
| 27-50 | 60 | 導入 | 講義 | 「意思決定支援」における基本的考え方 | 「意思決定支援」についての基本的な考え方に関する解説 支援付き意思決定と代理代行決定の区別、検討順序 基本的な考え方(3つのスタンス(表出された意思 意思と選好に基づく最善の解釈 最善の利益)の紹介、障害者権利条約及び同条約委員会の一般的意見) トリガー映像(3分)+3つのスタンスの解説 意思決定に関する能力の判定・法的有効性との対比 日常生活における意思決定と社会生活における意思決定の種類・内容 レスキュー(解決要請事態)モデルとエンパワメント(自己効力感向上)モデル 意思決定の支援の層と層を厚くするための工夫 意思決定支援の枠組み(流れ)と本人の意思と選好の収集についての工夫 意思決定支援を行うことによる支援者側の考え方・行動の変化 | 「意思決定支援」という言葉について多義的な意味合いがあること、支援付き意思決定と代理代行決定の領域があること、それぞれの領域においてスタンスの違いがあることを理解する。 意思決定支援の場面・機会を列挙し、本人から始まるのか他者から要請されるのかという出発点の違いを意識することにより、実は昨今の意思決定支援は他者からの要請に基づくものが多いことに気づく(本来はもっと前から意思決定支援を行う必要があることを理解する) 意思決定支援の方法(特に本人の意思と選好に関する収集・更新・解釈方法)や枠組み、好事例について理解し、実践することで、支援者側の考え方や態度の変化があることに気づく |
| 51-66 | 25 | ガイドライン | 解説 | 障害福祉サービスの提供等に係る意思決定支援ガイドライン解説 | 国内のさまざまな「意思決定支援」ガイドラインの紹介 ガイドライン概要説明(趣旨 総論 各論) | 意思決定支援ガイドラインの全体像と各ガイドラインとの関係性について理解する。 |

| | | | | | | |
|------------|----|------------|---|---|---|---|
| 67-7 1 | 35 | ガイド ライン | 事前説 明+寸 劇ビデ オ+グル ープワ ーク+解 説 | 支援付き意思 決定 映像で学ぶパート2～ガイドラ インに沿った「意 思決定支援」会議 を実現するた めのポイント～ シーン1： 意思決定支援会 議の実現に向け た働きかけ | 映像を見る前に、主人公の状況 と映像を見るうえでの注意事 項の説明（5分） 映像シーン1の上映（10分） グループワーク（8分） 共有（7分） 解説（5分） | ありがちな会議に対して、どの ような点が意思決定支援上の 課題なのかを認識し、共有す ることができる。また、意思決定 支援（支援付き意思決定）会議 を実現するためにどのような 働きかけが必要かを理解でき る。 |
| 72-8 0 | 10 | ガイド ライン | 解説 | ガイドラインを 踏まえた「意 思決定支援」会議 に向けた事前準 備 | 意思決定支援会議を行うた めの事前準備の重要性 事前準備において検討すべ きこと（目的・基本原則・ルー ル化・役割分担等） | 支援付き意思決定のコンセプ トや潜在的な対立可能性を意 識することなしに会議をはじ めようとしてもうまくいかな いことを認識し、ファシリテ ーションを意識した進行が求め られることを理解できる。 |
| 81-8 2 | 25 | ガイド ライン | 寸劇ビ デオ | シーン2： ご本人の価値観 や選好を発見・収 集するための個 別面談 | 映像シーン2の上映（5分） グループワーク（8分） 共有（7分） 解説（5分） | 本人の選好と価値観の収集方 法の一例を紹介しつつ、「意思 決定支援」との関連性について の理解を深める。 |
| 83-8 7 | 5 | ガイド ライン | 解説 | ガイドラインを 踏まえた「意 思決定支援」の基 本視点と意思決 定支援ツール | パーソンセンタードの視点の 重要性 意思決定のためのベストチャ ンス（最適な環境）の提供 意思決定を促進するためのツ ール紹介 | ご本人にとってもっとも意思 決定しやすい環境を整えるた めの様々な工夫があることを 理解する。 |
| 88-8 9 | 30 | ガイド ライン | 寸劇ビ デオ | シーン3： 意思決定支援会 議の実践 | 映像シーン3の上映（10分） グループワーク（8分） 共有（7分） 解説（5分） | 支援付き意思決定の支援にお ける具体的な工夫や発見、キー パーソン（アドボケイトの役割 を担う人）をチームに入れるこ との効果、「意思決定支援」を 継続することの意味について 理解する。 |
| 90-9 6 | 10 | ガイド ライン | 解説 | ガイドラインを 踏まえた「意 思決定支援」のた めのファシリテ ーション技法と 意思決定支援の 限界 | 支援付き意思決定の場面にお ける面接技法 ファシリテーションを意識し た会議運営の例示 意思決定支援の限界（認知症の 人の日常生活・社会生活にお ける意思決定支援ガイドライン より） | ファシリテーション型会議運 営の具体的な手法を学ぶととも に、支援付き意思決定の支援に も限界が存在することを理解 する。 |
| 97-1 09 | 30 | ガイド ライン | 解説 | 本人意思の推 定 本 人の最善の利益 の追求 のための指針 | 意思決定能力アセスメント 「意思決定能力」のとらえ方 アセスメント実施時の質問例 と留意点 「本人の自己決定や意思確認 がどうしても困難な場合」と判 断する前に考えること 本人意思推定（本人の 意思と 選好に基づく最善の解釈）を行 | 本人の意思決定能力、アッセ メント、意思と選好に基づく最 善の解釈と主観的最善の利益に 関する理解を深めるとともに、 代理代行決定のプロセスを意 識させる。また、プロセスを踏 まえれば誰でも代理代行がで きるわけではなく、各種法令に 定められた権限に基づいて、適 |

| | | | | | | |
|---------|----|-----|----|---|---|---|
| | | | | | う際の留意点 「本人意思の推定すら困難な場合」における最善の利益の考え方 代理代行決定の限界 | 切な者が行う必要があることを理解する。 |
| 110-118 | 20 | 記録化 | 解説 | 意思決定を支援するための情報収集と記録 ～本人の価値観を尊重し、支援者の気づきを高める～ | 本人意思の汲み取り、意思決定支援の過程を記録する方法について | 日々の選択における本人の選択とその背景にある価値観等を収集することの重要性を意識し、収集時におけるポイントを学ぶ |
| 119-120 | 20 | 記録化 | GW | | 支援者と本人との会話に関するビデオを見せ、支援者目線で見た本人の生活環境と会話状況に関する簡単な報告書を書いてもらう。その後、サンプル回答を配布。 | 記録上、落としてはいけないポイントの確認や記載方法が抽象的・曖昧・支援者の主観混じりの表現等になっていないかをセルフチェックする。 |
| 121-127 | 10 | まとめ | 解説 | まとめに代えて | 本日のポイントの整理 | |

(2) 障害福祉サービス等に提供に係る意思決定支援ガイドライン研修(半日コース 240分)

- 1) 利用者中心の支援が必要な根拠や背景を知る
- 2) 「意思決定支援ガイドライン」の内容を理解する
- 3) 受講者自身が、これまで他者決定による支援を行ってきたことへの気づきを得る
- 4) 意思決定支援が利用者中心の支援を実現することを実感する
- 5) 受講者が実践現場に戻って意思決定支援に取り組めるようにする
- 6) 研修効果の標準化のため、映像、テキスト、ルーティーン化などを工夫する

表 18 障害福祉サービス等に提供に係る意思決定支援ガイドライン研修(半日コース)

| 資料頁 | 時間 | 大カテゴリ | 中カテゴリ | タイトル | 内容 | ねらい |
|-------|----|-------|-------|--------------------|---|--|
| 27-50 | 60 | 導入 | 講義 | 「意思決定支援」における基本的考え方 | 「意思決定支援」についての基本的な考え方に関する解説 支援付き意思決定と代理代行決定の区別、検討順序 基本的な考え方(3つのスタンス(表出された意思、意思と選好に基づく最善の解釈、最善の利益)の紹介、障害者権利条約及び同条約委員会の一般的意見) トリガー映像(3分)+3つのスタンスの解説 意思決定に関する能力の判定・法的有効性との対比 日常生活における意思決定と社会生活における意思決定の種類・内容 | 「意思決定支援」という言葉について多義的な意味合いがあること、支援付き意思決定と代理代行決定の領域があること、それぞれの領域においてスタンスの違いがあることを理解する。 意思決定支援の場面・機会を列挙し、本人から始まるのか他者から要請されるのかという出発点の違いを意識することにより、実は昨今の意思決定支援は他者からの要請に基づくものが多いことに気づく(本来はもっと前から意思決定支援を行う必要があることを理解する)。 |

| | | | | | | |
|-------|----|--------|-----------------------|---|---|--|
| | | | | | <p>レスキュー（解決要請事態） モデルとエンパワメント（自己効力感向上）モデル 意思決定の支援の層と層を厚くするための工夫 意思決定支援の枠組み（流れ）と本人の意思と選好の収集についての工夫 意思決定支援を行うことによる支援者側の考え方・行動の変化</p> | <p>意思決定支援の方法（特に本人の意思と選好に関する収集・更新・解釈方法）や枠組み、好事例について理解し、実践することで、支援者側の考え方や態度の変化があることに気づく</p> |
| 51-66 | 25 | ガイドライン | 解説 | <p>障害福祉サービスの提供等に係る意思決定支援ガイドライン解説</p> | <p>国内のさまざまな「意思決定支援」ガイドラインの紹介 ガイドライン概要説明（趣旨 総論 各論）</p> | <p>意思決定支援ガイドラインの全体像と各ガイドラインとの関係性について理解する。</p> |
| 67-71 | 35 | ガイドライン | 事前説明+寸劇ビデオ+グループワーク+解説 | <p>支援付き意思決定 映像で学ぶパート2～ガイドラインに沿った「意思決定支援」会議を実現するためのポイント～ シーン1： 意思決定支援会議の実現に向けた働きかけ</p> | <p>映像を見る前に、主人公の状況と映像を見るうえでの注意事項の説明（5分） 映像シーン1の上映（10分） グループワーク（8分） 共有（7分） 解説（5分）</p> | <p>ありがちな会議に対して、どのような点が意思決定支援上の課題なのかを認識し、共有することができる。また、意思決定支援（支援付き意思決定）会議を実現するためにどのような働きかけが必要かを理解できる。</p> |
| 72-80 | 10 | ガイドライン | 解説 | <p>ガイドラインを踏まえた「意思決定支援」会議に向けた事前準備</p> | <p>意思決定支援会議を行うための事前準備の重要性 事前準備において検討すべきこと（目的・基本原則・ルール化・役割分担等）</p> | <p>支援付き意思決定のコンセプトや潜在的な対立可能性を意識することなしに会議をはじめようとしてもうまくいかないことを認識し、ファシリテーションを意識した進行が求められることを理解できる。</p> |
| 81-82 | 25 | ガイドライン | 寸劇ビデオ | <p>シーン2： ご本人の価値観や選好を発見・収集するための個別面談</p> | <p>映像シーン2の上映（5分） グループワーク（8分） 共有（7分） 解説（5分）</p> | <p>本人の選好と価値観の収集方法の一例を紹介しつつ、「意思決定支援」との関連性についての理解を深める。</p> |
| 83-87 | 5 | ガイドライン | 解説 | <p>ガイドラインを踏まえた「意思決定支援」の基本視点と意思決定支援ツール</p> | <p>パーソンセンタードの視点の重要性 意思決定のためのベストチャンス（最適な環境）の提供 意思決定を促進するためのツール紹介</p> | <p>ご本人にとってもっとも意思決定しやすい環境を整えるための様々な工夫があることを理解する。</p> |
| 88-89 | 30 | ガイドライン | 寸劇ビデオ | <p>シーン3： 意思決定支援会議の実践</p> | <p>映像シーン3の上映（10分） グループワーク（8分） 共有（7分） 解説（5分）</p> | <p>支援付き意思決定の支援における具体的な工夫や発見、キーパーソン（アドボケイトの役割を担う人）をチームに入れることの効果、「意思決定支援」を継続することの意味について理解する。</p> |
| 90-9 | 10 | ガイド | 解説 | <p>ガイドラインを</p> | <p>支援付き意思決定の場面にお</p> | <p>ファシリテーション型会議運</p> |

| | | | | | | |
|---------|----|--------|----|---------------------------------------|--|--|
| 6 | | ライン | | 踏まえた「意思決定支援」のためのファシリテーション技法と意思決定支援の限界 | ける面接技法 ファシリテーションを意識した会議運営の例示 意思決定支援の限界(認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインより) | 営の具体的手法を学ぶとともに、支援付き意思決定の支援にも限界が存在することを理解する。 |
| 97-109 | 30 | ガイドライン | 解説 | 本人意思の推定 本人の最善の利益の追求のための指針 | 意思決定能力アセスメント 「意思決定能力」のとらえ方 アセスメント実施時の質問例と留意点 「本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合」と判断する前に考えること 本人意思推定(本人の意思と選好に基づく最善の解釈)を行う際の留意点 「本人意思の推定すら困難な場合」における最善の利益の考え方 代理代行決定の限界 | 本人の意思決定能力、アセスメント、意思と選好に基づく最善の解釈と主観的最善の利益に関する理解を深めるとともに、代理代行決定のプロセスを意識させる。また、プロセスを踏まえれば誰でも代理代行ができるわけではなく、各種法令に定められた権限に基づいて、適切な者が行う必要があることを理解する。 |
| 121-127 | 10 | まとめ | 解説 | まとめに代えて | 本日のポイントの整理 | |

5. 研修資料

(1) スライド資料

2回の試行的研修の評価を踏まえて修正を加え、意思決定支援ガイドライン研修の資料を次の通り作成した。

(パワーポイント資料を掲載。データはDVDに収録し、報告書に添付)

(2) 研修映像資料(シナリオ)

意思決定支援会議を実践的に理解するための研修映像資料を次シナリオに基づき作成した。

(研修映像は、DVDに収録し報告書に添付)

映像で学ぶ意思決定支援 高次脳機能障害・失語症青木さんの場合

制作・著作 厚生労働科学研究費補助金
障害者の意思決定支援の効果に関する研究班

登場人物 青木：本人
馬場：病院の相談員
近松：相談支援専門員
堂本：行政職員(市役所 権利擁護課)
福田：近松の上司(意思決定支援責任者)
後藤：青木の元ヘルパー

シーン 1/3 意思決定支援会議の実現に向けた働きかけ

近松 「皆様、お集まりいただきありがとうございます。青木さんの障害福祉サービスの利用支援計画を担当しております相談支援専門員の近松と申します。今回司会を務めさせていただきます。どうぞお願いいたします」

馬場 「現在、青木さんの退院に向けたサポートをしております相談員の馬場です。宜しくお願いいたします」

堂本 「市の権利擁護課の堂本です。宜しくお願いします」

福田 「近松の直属上司にあたります福田です。先日、意思決定支援の研修に参加しましたので、今日は近松のフォローに入りたいと思います。宜しくお願いします」

近松 「さて、今回課題となっているのは、青木さんの退院後の生活についてです。以前から青木さんとは『退院したら施設に行こうね』と話をしているのですが・・・」

堂本 「青木さんご本人の意思がはっきりしないんですね」

近松 「そうなんです。ヘルパーも四六時中一緒に居られる訳ではありませんし、より手厚いケアが受けられる施設がいいのかなと思っています。青木さんは判断が難しいでしょうから、行政によ

る成年後見申立の検討も必要かと考えています」

福田 「・・・ねえ、近松さん、今日は、青木さんは？」

近松 「青木さんは、あの、この場に参加しても話し合いに参加することは難しいでしょうから、出席を要請していません」

福田 「んー、ちょっと待って。それでは青木さんの意思が確認できないわよね？」

近松 「でも、失語症を患っていて、正直何を考えているか私たちにもわからないんです」

福田 「先日受講した『障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン研修』によると、どんなに障害が重たい人にも必ず意思がある。自分のことを自分で決める能力、つまり意思決定能力があることを推定することが大切、って言っていたわよ」

堂本 「意思決定能力の推定ですか・・・。青木さんは失語症、高次脳機能障害と診断されていますし、コミュニケーションがうまく取れません。本当に自分で決めれるのかどうか.....」

福田 「まずは、本人の能力を否定する前に、私たちが可能な限り努力を尽くして、本人の意思をくみ取ることが必要です。そのために、本人が意思決定できるような最適な環境、ベストチャンスを整える必要があります。.....青木さんは、どんな時に意思を表現できるの？」

馬場 「あの一、皆さん、ちょっとよろしいでしょうか？ 青木さん、私には心を開いていると思うんです。先日、『施設に行きましようね？』って言いましたら、ウン、とうなずいたように思います。これって意思表示ではないでしょうか？」

福田 「信頼関係ができてるのは素晴らしいことですね。でも、それはどんな状況だったんですか？ほかに誰かいましたか？」

馬場 「青木さんと私のふたりです。病院の相談室で、私の母が一人暮らしは何かと大変だと言っていた話をお伝えして、青木さんもひとりだと大変じゃないでしょうか、施設がいいんじゃないでしょうかと強くお勧めしたんです。そのときに」

福田 「なるほど。それで青木さんが『施設に行く』という意思表示があったと馬場さんは理解したわけですね。・・・ただ、青木さんは馬場さんを心配させまいとして頷いたってことはありませんか？」

馬場 「えっ？まさか・・・。あ、でも。そうかも」

福田 「青木さんは確か、身振り手振りで意思を伝えることもあったと聞いていますが、ほかの人にはどうだったのかな」

近松 「そうですね。私はあまり目にする機会はなかったんですが、以前からよく利用していたヘルパーの後藤さんとの間で、否定の場合には指を横に振るという仕草をしていたと聞いています」

福田 「なるほど。後藤さんがいらっしゃると、そういうコミュニケーションができるんですね」

堂本 「そういえば、青木さんを以前担当していた者が、青木さんは初対面の方が多かったり、会議室のような堅い雰囲気では、極度に緊張して固まってしまうようだと聞いていましたね」

福田 「じゃあ、柔らかない雰囲気にするためには、たとえば青木さんが興味をもつような話題はないでし

ようかね…… 相談員の馬場さん、何かありませんか？」

馬場 「そういえば青木さんは、同じ部屋の患者さんが車のお話をしていたときに、身を乗り出して会話を聞いておられました」

福田 「車ですか」

馬場 「車といえば、青木さんを担当していたヘルパーの後藤さんが、青木さんは体調が良いときには、自宅の車庫のマイカーをよくいじっていたと話しておられて。また青木さんとよく車のお話をされておられました」

福田 「どうやら元ヘルパーの後藤さんが青木さんにとってのキーパーソンの方ですね。長い間のおつきあいで、青木さんも信頼していらっしゃるようですし。次回の会議には、ぜひ青木さんのサポートとして後藤さんに出席していただくのがいいでしょう」

近松 「たしかに……それはいいかもしれませんね」

福田 「今回の話し合いは、青木さんの意思決定支援会議の事前会議と位置づけて、関係者の情報共有の場としましょう。皆さんには、今回の打ち合わせを踏まえて、青木さんといろんなコミュニケーションをとっていただいて。次回の会議には青木さんも参加していただいて、青木さんの意思内容を確認していきましょう」

堂本 「もし、それでも青木さんの意思が確認出来なかったら、どうなるのですか？」

福田 「これ以上決定を先延ばしできない段階になっても青木さんの自己決定や意思確認が困難な場合は、青木さんのこれまでの行動や話しぶりから青木さんの意思を推定することを試みます。また、必要あれば成年後見制度の活用等も検討することになりますが……ま、それは次の話です」

堂本 「退院が迫っているとどうしても結論を急ぎがちになってしまいますけど、きちんと手順を踏まえていく必要がありますね」

福田 「はい。今回の結論がどうなるにせよ、青木さんの暮らしと支援は続くのですから」

堂本 「そうですね。権利擁護課としても、その後のことも踏まえて、住まいに関する情報以外の情報も積極的に収集していきたいと思います」

近松 「あのー私は、相談支援専門員として青木さんと面談するわけですが、どのように情報収集をおこなったらいいのでしょうか？」

福田 「まずは青木さんのコミュニケーションや意思表示の方法が、さっきの指をふるだけの方法かどうか、よく見たほうがいいでしょう。たとえば表情なども詳しく見たほうがいいよね」

近松 「やってみます」

福田 「それから、後藤さん以外にも青木さんがよく話せる人がいないか、民生委員さんとか関係者の方からうかがってみるのがいいでしょう。そこから車以外のこだわりなどもわかるかもしれないし、これまでの暮らしぶりについても、わかればなおいいわね」

近松 「これまでの青木さんの暮らし方や生活の流れ、好きなことや嫌いなことをご存知の方がいるかど

- うか、他のヘルパーさんも含めて伺ってみたいと思います」
- 福田 「よろしくお願いします。皆さんから得られた情報をどのように共有し、整理していくかについても、今後、検討出来ればいいですね。」
- 近松 「では次回の会議では、青木さんと面談した結果を持ち寄って、青木さんも交えて話し合いますよう。みなさん、引き続きよろしくお願いします」

シーン 2/3 本人の価値観や選好を発見・収集するための個別面談

後日 某カフェ

【ナレーション】

三日後、青木さんの意思を確認する場が設けられました。
会場には、青木さんが大好きな自動車が見える喫茶店を選びました。かつて青木さんを担当していたヘルパーの後藤さんも参加して和やかな雰囲気になり、青木さんもリラックスした様子でした。

< コーヒーを飲みながら車の話題。途中、窓の外の路面電車に関心を示したことから、青木さんが電車にも興味あることがわかった >

【ナレーション】

言葉が出ない青木さんのために、トーキングマットなどの意思決定支援ツールを活用。

< トーキングマットで意思を確認している様子 >

【ナレーション】

青木さんが日中どのように過ごすことを希望しているか、その他得意なことや苦手なことを確認するなど、繰り返し丁寧に青木さんの意思を探る作業が続けられました。

シーン 3/3 意思決定支援会議の実践

- 近松 「みなさんお集まりいただきありがとうございます。相談支援専門員の近松です。今回は青木さんご本人と、以前からヘルパーに来ていただいている後藤さんにも来ていただいています」
- 後藤 「皆さんこんにちは。青木さん、ちょっと緊張してませんか？ コーヒー一口いかがですか？」
(青木、コーヒーのんで一呼吸置く。)
- 近松 「では早速会議に入りたいと思います。この会議は青木さんに関する意思決定支援会議になり

ます。意思決定支援ガイドラインには、『どんなに障がい重い人でも、本人には意思がある。どんな人にも自分のことを自分で決める能力、つまり意思決定能力があることを推定する』とあり……」

(青木、不安そうになる。後藤、青木の様子を見ながら)

後藤 「あの一、もうちょっとゆっくり、短めの言葉で、お願いできませんか？ そうすれば青木さんはきちんと理解出来る方なので」

近松 「申し訳ありませんでした。ええと、この会議は……」

福田 「(やんわりと近松を制して) 青木さんの今後の住まいについて、青木さん自身が考え、決めていくための会議ですよ。この会議に参加する人のルールは、(指を折りつつ) ひとつは青木さんの気持ちを第一に考える、ふたつめは周りの価値観を青木さんに押し付けたりしない。みなさん、そういうことでよろしいですね？」

(支援者全員が頷く。福田がホワイトボード「青木さん第一」「押し付けない」と書き込む)

後藤 「青木さん、今回はみなさんと青木さんのことを考える会議ですよって」

(青木「ほ～」という感じで、軽くうなづく。皆、それをみて少し和む。)

近松 「では今日のテーマは、『青木さんの退院後の住まい』についてです。相談員の馬場さんから、最近の青木さんとのやりとりについてお話しいただけますでしょうか」

馬場 「はい。青木さんお一人のときに倒れてしまうと心配なので、施設っていうことも選択肢の1つとして考えていたんですけども……、どうも青木さんは気が進まないようなんです。ちょっと見てください。」

(馬場、施設の写真を取り出して青木に示す。青木、しぶい顔をして、人差し指を遠慮がちに左右に振る。)

堂本 「青木さん、ここはイベントもたくさんあって毎日楽しくすごせる施設みたいです。この施設、気に入りませんか？」

(青木、困ったような表情。)

福田 「まぁぁ、堂本さん、ちょっと待ってください。先日、青木さんと「日中の過ごし方」というテーマでトークンマットを行ったんですよ。そのとき、「やりたいこと」を示すところには「のんびり」「テレビを見る」というカードが並びましたよね」

堂本 「なるほど……。やりたくないことは、何ですか？」

福田 「「やりたくない」ところには、「飲み会をする」「ゲームする」のカード並びました。青木さんはどうやら「家でゆっくりテレビを見て過ごすのが好きで、皆と一緒にイベントを楽しむのは苦手なようです。私はこのように理解しましたが、青木さん、いかがですか？」

(青木、ニヤッとする。)

後藤 「あ、青木さんの「いいね」が出ましたね。青木さん、ほかに家ではどんなことなさってましたっけ？」

(青木、何かを言いたそう。近松が何かを言おうとするが後藤がそっと手で制止。周囲が青木を見つめて10秒待つ。)

青木 「…スモ-、センシャ」

後藤 「そうそう、テレビで相撲を見たり、マイカーのお手入れをなさっていましたね」

近松 「こちらが、青木さんのご自宅の写真です」

後藤 「この車ね。とても大事になさっていて、パーツを分解して一生懸命磨いたりね。とっても丁寧に洗車されて、ワックスがけして一生懸命磨いておられましたよね」

堂本 「先日、青木さんのお宅の前を通りかかったんです。正直、玄関の前とか柵の中はちょっと散らかっているんですけども、車庫内の車はほんとにきれいに洗車されていました。近所の民生委員さんも、よく鼻歌を歌いながら洗車をしていた青木さんの姿をお見掛けしていたそうです」

青木 (ん～、と考えて) 「ジコクヒョウ」

近松 「ん、ジコクヒョウ、ですか？」

福田 「あ、おそらく時刻表の本ですね。この前カフェで路面電車見て、すごく盛り上がりましたよね。青木さん、車両番号まで覚えていらっしゃって、すごいですよね」

(青木、再びニヤツとする。)

後藤 「時刻表ってそういうことだったんですね。何度か時刻表とにらめっこしている青木さんをお見かけしたんですけど、てっきり旅行か何かに行きたいのかなと思っていましたけど、時刻表そのものが大好きなんですね。間違っていました」

近松 「青木さん、…やっぱり自宅に戻りたいですか？」

(青木、深くうなづく。)

馬場 「でも、実際問題、一人暮らしは……。青木さん、一人暮らしにご不安はないですか？」

(青木、再び難しい表情)

後藤 「青木さん、ヘルパーのいない時間帯で、ひとりぼっちの時間がありますよね。そんなときどうしましうかって」

福田 「……ちょっとここで整理してみましょうか。仮に青木さんが自宅に戻ることにします」

後藤 「(ボードを指しながら) あれ、青木さんの一日ですよ」

近松 「問題は、青木さんがひとりになる、12 時の時間帯と 6 時の時間帯ですよ。大丈夫ですかね？」

(青木、「うーん」と悩んで居る様子。少し不安そう。)

馬場 「やっぱり施設のほうが安心じゃないですか。私は、それが一番、いいと思うんですけどね…」

(青木、下を向きかける。)

福田 「(軽い感じで) 馬場さん～、こちらのルール 2 を思い出してください(ホワイトボードを示しながら)。今日の会議の主演は青木さんなので、ね。青木さんの答えを待ちましょう。」

馬場 「あっ、ごめんなさい。そうでした。私としたりつい…」

近松 「堂本さん、市のほうで、この一人の時間帯を埋められるような何かサポートはありますか？」

堂本 「そうですね、近所の方に見守りをお願いしたり、多少費用は掛かるとは思うんですけど、有償

ボランティアさんの方やお弁当屋さんによる定期訪問といった方法もあるかもしれないですね」

近松 「青木さんが一人になる時間帯は解消されそうですね」
（福田、ホワイトボードの「ひとり」を消す）

福田 「現時点で、青木さんが自宅で一人で暮らしたいということは、皆さんの共通理解でよろしいでしょうか？」

近松 「では、まず、自宅に戻ることにしてみてもいいでしょうか。退院前に1泊2日程度の試行外泊を実施して、特に問題がなければ、退院手続きを進めていきましょう」

福田 「（ホワイトボードを見ながら）ただ、それで全ての結論が出たということにはしないでおきましょう。これからも青木さんの生活ぶりや気持ちの変化などを見守って、数ヶ月後にもう一度話し合いをするということでもいいでしょうか」

後藤 「（青木へ向かってゆっくり）青木さん、おうちに帰りましょう。私たちヘルパーがうかがう時間を増やしたり、他にも訪問して下さる方を増やして頑張ってみましょう」

福田 「また皆さんに集まってもらって話し合いますからね。……青木さん、今後の住まいについて、青木さんの思い、語ってもらえますか？」

青木 「よろしく」
（一同、「おお～」と驚く。）

近松 「では、具体的にその方向で話を進めていきましょう」

D. 考察

(1) 第1回試行的研修で再現性の評価が低かったスライドについて

2回実施した試行的研修における、研修の理解度及び再現性に関する質問紙調査の結果では、第1回の最低平均点がP.41、P.30、P.54の3.6点、第2回の最低平均点がページP.102、P.47の4.0点であり、それぞれ3点以上となっているため、研修内容を理解することはできたものと考えられる。

一方、各スライドを、講師として話せるか5段階で評価した結果では、第1回の最低平均点が、P.54・2.4点、P.41・2.6点、P.129・2.7点、P.130・2.8点、P.48・2.8点、P.30・2.9点、P.39・2.9点と3点未満のスライドが7枚あった。

第2回試行的研修では、P.54及びP.41を削除し、それ以外のスライドの説明を丁寧に行ったところ、第1回試行的研修のスライド番号に対応したスライドの評価に、次の表のような改善が見られた。

表 19

| | | | | | | | |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 第1回研修のスライド番号 | 54 | 41 | 129 | 130 | 48 | 39 | 30 |
| 平均点 | 2.4 | 2.6 | 2.7 | 2.8 | 2.8 | 2.9 | 2.9 |
| 第2回研修のスライド番号 | 削除 | 削除 | 123 | 124 | 49 | 41 | 32 |
| 平均点 | | | 3.8 | 4.0 | 3.4 | 3.3 | 3.5 |

第1回試行的研修で、講師として話せるかの評価の平均点が3.0点未満だったスライドは、次の通りである。

図 16 スライド 30 (2.9点) 第2回研修 3.5点

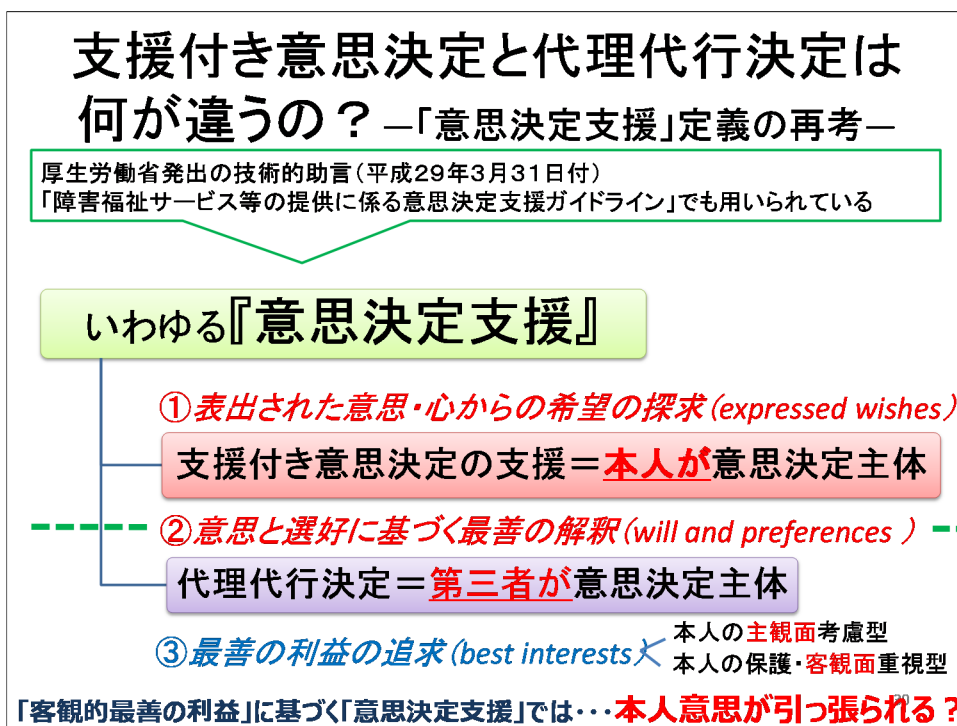


図 17 スライド 39 (2.9 点) 第 2 回研修 3.3 点

| | expressed wishes | best interpretation of will and preferences | objective best interests |
|-------|---|--|--|
| 和訳(案) | 表出された意思、心からの意思(素からの意思) | 意思と選好の最善の解釈 | 客観的な最善の利益 |
| 説明 | 支援者の傾聴によって表出された本人の内なる意思・希望であり、本人から意図的に表出される意思決定 [その人が何を言っているか、何を本当に願っているか、何がその人の生きる力になっているか] [What's important TO ME] | 本人から意図的に表出されたメッセージ(=意思)と、意図的ではないが本人の選好を明示する諸情報(=選好)に基づき他者が解釈する、本人の意思決定 [その人のメッセージが何であると解釈できるか] [What do you think is important TO HIM/HER] | 特に客観的な本人利益を重視して他者が判断する最善の利益 [その人のために何が利益か、大局的・一般的に考えたら何がその人にとって良いか] [What's important FOR HIM/HER] |

図 18 スライド 41 (2.6 点) 第 2 回研修・削除

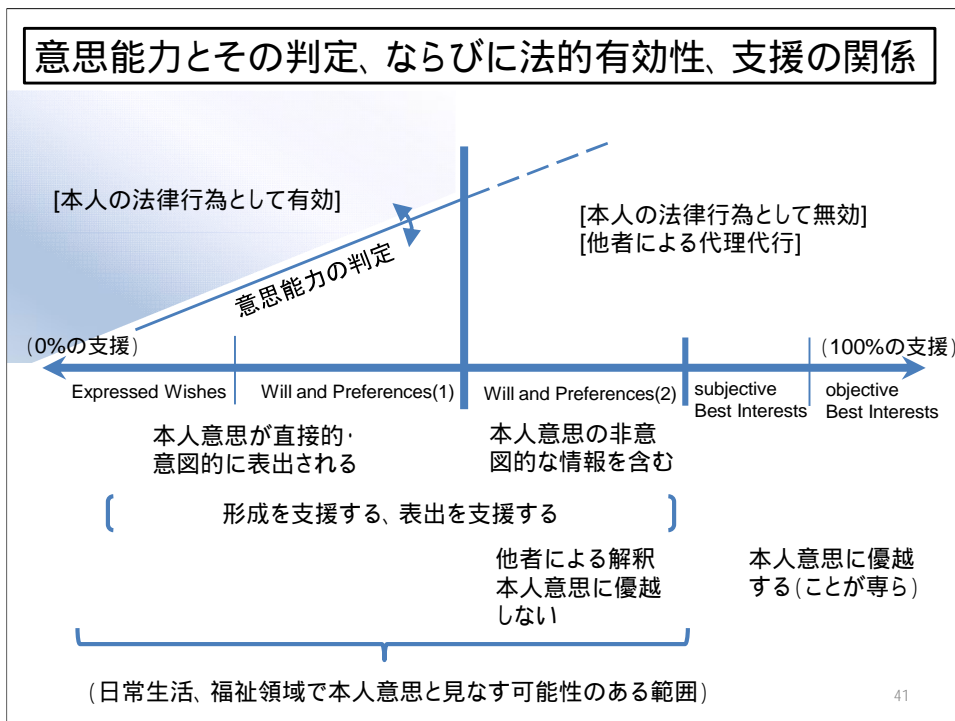


図 19 スライド 48 (2.8 点) 第 2 回研修 3.4 点

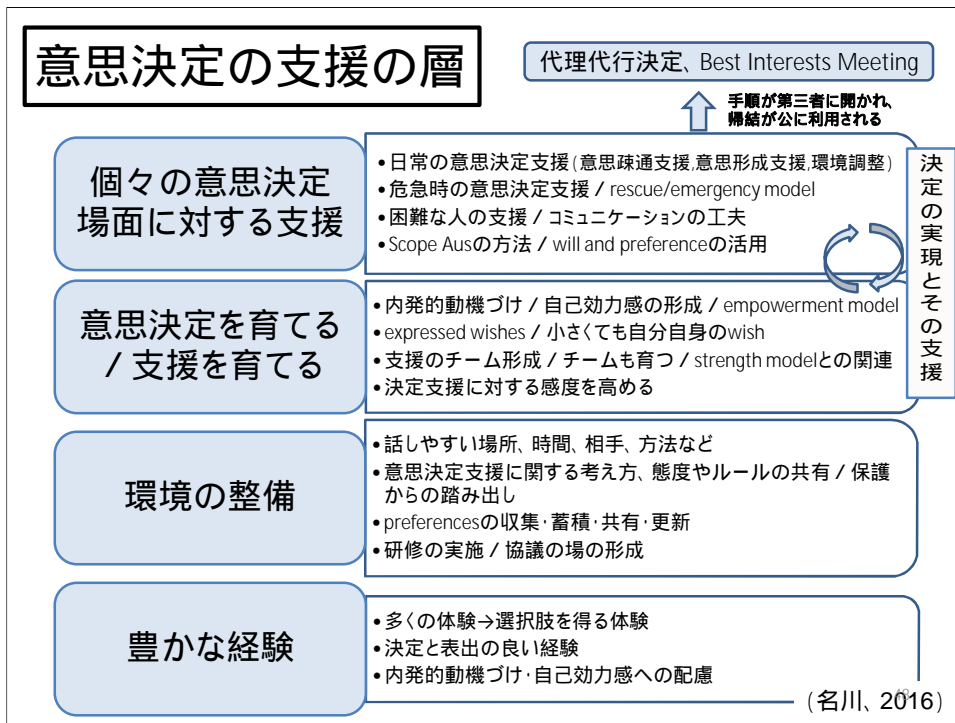


図 20 スライド 54 (2.4 点) 第 2 回研修・削除



図 21 スライド 129 (2.7 点) 第 2 回研修 3.8 点

グループワーク

129

「選好」 好き・嫌いの拾い出しと記録化のための表現

- Xさんに関する仮想記録の断片から、Xさんの好き嫌いに
関わる記録を拾い出す
- 記録化のためにはどのように書けばよいか？
- Xさんにはどのような選好 好き嫌いが見出されるか？
- 今後、さらにXさんの選好 好き嫌いを知るためには、他に
どのような関わりができるか？またどんな場面が考えられる
か？

図 22 スライド 130 (2.8 点) 第 2 回研修 4.0 点

グループワーク

130

「～さんの好きなこと・嫌いなこと」

- 1 人の人を思い浮かべる（利用者、家族、友人など）
 - よく知っている人が望ましい
- その人の好きなこと・嫌いなことを、できるだけ多くあげてみ
よう
- 挙げた中で、最も好きなことは何だろう？最も嫌いなこと
はなんだろう？
- トップ 2、ワースト 2 について、どのように好き（嫌い）か、
どんなふうに出されるか、いつ出されるか、頻度は、な
ど書き出そう。

スライド 30、39、41、48 は、意思決定支援と代理代行決定（客観的最善の利益）との関係を解説する内容のスライドである。意思決定支援と代理代行決定の関係の整理については、本研究事業においても検討課題となったため、次の（１）で述べる。

スライド 54 は、オーストラリアで知的障害の人の意思決定支援研修を行っている団体 SCOPE のスライドをイメージとして挿入したもので、英語表記の資料への配慮を求めるアンケート記述があったため、削除した。

スライド 129、130 は、意思と選好の最善の解釈のための根拠となる事実を積み上げるための記録に関する演習のスライドである。第 1 回試行的研修の段階では、演習の内容が定まっていなかったため、講師として演習を進めることに難しさを感じたものと思われるが、第 2 回試行的研修においては、演習内容を確定して行ったため、評価が改善されたものと考えられる。

（２）意思決定支援と「最善の利益（代理代行決定）」の関係の整理について

意思決定支援ガイドラインの総論では、意思決定支援を次のように定義している。

1．意思決定支援の定義

本ガイドラインにおける意思決定支援は、障害者への支援の原則は自己決定の尊重であることを前提として、自ら意思を決定することが困難な障害者に対する支援を意思決定支援として次のように定義する。

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部，2017年）。

意思決定支援ガイドラインにおいては、「支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討する」ことが、意思決定支援の範囲に含まれているとも理解することができる。

一方、平成 29 年（2017 年）3 月に、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部が「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を公表した後に、平成 30 年（2018 年）3 月には、大阪意思決定支援研究会（大阪弁護士会・大阪司法書士会・公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部・公益社団法人大阪社会福祉士会・大阪家庭裁判所家事第 4 部総括裁判官）が「意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン（以下、「成年後見ガイドライン」という。）」を作成し、同年 6 月には、厚生労働省老健局が「認知症の人の日常生活・社会生活にお

ける意思決定支援ガイドライン（以下、「認知症ガイドライン」という。）を公表したが、これらにおける「最善の利益」の取り扱いは、意思決定支援とは区別して示されている。

意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン

2 基本的な考え方について

(2) 本ガイドラインで用いられる用語

意思決定支援

意思決定支援とは、特定の行為に関する判断能力が不十分な人について、必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなどして、本人が意思決定をするために必要な支援をする活動をいう。また、本ガイドラインでは、さらに、本人があらゆる支援をもってしても意思決定ができない、あるいは表明された意思を実現できない場合に、最後の手段として後見人等による代行決定へと至る一連のプロセスも検討の対象とする。

代行決定

意思決定支援を尽くしても本人が意思を決定できない場合に、最後の手段として、後見人等が本人に代わって決定することをいう。意思決定支援と区別される概念。

最善の利益 (best interest)

最善の利益は代行決定を行う場面において検討される概念であり、客観的最善の利益と主観的最善の利益に分類される。客観的最善の利益とは、支援者の価値観に基づき本人にとって客観的、合理的に良いと考えられるものをいうのに対し、主観的最善の利益とは、本人の希望や価値観などを最大限に考慮し、本人の価値観において最善と考えられるものを指す。いずれも本人以外の者により判断されるが、本ガイドラインでは主観的最善の利益を採用し、意思決定支援におけるチームミーティング参加者により判断されるものと定めている。

なお、意思決定支援の場面においては、あくまで本人が表明した意思を中心に支援が行われる。ここでは主観的最善の利益も客観的最善の利益も検討されることはない。
(大阪意思決定支援研究会，2018年)

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン

3 意思決定支援とは何か（支援の定義）

認知症の人であっても、その能力を最大限活かして、日常生活や社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送ることができるようにするために行う、意思決定支援者による本人支援をいう。(脚注)

本ガイドラインでいう意思決定支援とは、認知症の人の意思決定をプロセスとして支援するもので、通常、そのプロセスは、本人が意思を形成することの支援と、本人が意思を表明することの支援を中心とし、本人が意思を実現するための支援を含む。

(脚注)

脚注 本ガイドラインは、認知症の人の意思決定支援をすることの重要性にかんがみ、その際の基本的考え方等を示すもので、本人の意思決定能力が欠けている場合の、いわゆる「代理代行決定」のルールを示すものではない。今後、本ガイドラインによって認知症の人の意思決定を支援してもなお生ずる問題については、別途検討されるべきで、この点は本ガイドラインの限界と位置付けられる。

本ガイドラインは、本人の意思決定支援のプロセスは、代理代行決定のプロセスとは異なるということを中心的な考えとして採用している。

(厚生労働省老健局，2018年)

検討会議では、意思決定支援ガイドラインと、成年後見ガイドライン、認知症ガイドラインにおける、代理代行決定による「最善の利益」の取り扱いの違いについて検討した。

結論としては、本研修は、意思決定支援ガイドラインの内容に従って行うこととなるため、意思決定支援ガイドラインの定義を踏襲し、「最善の利益」も本研修の中で取り扱うこととした。ただし、概念上、「意思決定支援」と代理代行決定プロセスである「最善の利益」は区別されるべきものであることから、その点について研修の中で丁寧に説明することとし、本人の意思決定が困難な場合でも、本人の意思及び選好の最善の解釈について最大限の努力を行うことを基本とし、代理代行決定プロセスである「客観的最善の利益」の検討は、極めて限定された最後の手段であり、安易にそこに流れないように注意喚起することとした。

また、今後、意思決定支援ガイドラインが改訂される場合には、「最善の利益」について、代理代行プロセスとして位置付け、整理することを提言することとなった。

(3) 意思決定能力の判断と代理代行決定への移行について

「意思決定支援」と代理代行決定プロセスである「最善の利益」を区別することの概念図が、第2回試行的研修では削除したスライド41である。スライド41のタイトルは、「意思能力とその判定、ならびに法的有効性、支援の関係」となっており、[本人の法律行為として有効]と[本人の法律行為として無効][他者による代理決定]の間に縦に実践が引かれている。これが、意思決定能力の判定のラインにあたる。

成年後見ガイドラインでは、意思決定能力の判断について、次の4つの要素を挙げている。

A)情報の理解

当該意思決定に必要な情報を理解すること

B)記憶保持 25

当該意思決定に必要な情報を頭の中に保持すること

C)情報の比較考察

当該意思決定に必要な情報を選択肢の中で比べて考えることができること

D)意思の表現

自分の意思決定を口頭，あるいは手話その他の手段を用いて表現すること

これらを満たすことができない場合であって、その原因が、本人の障害や損傷によるものであることが確認された場合、意思決定能力がないと判断し、代行決定に移行するとしている。

また、認知症ガイドラインでは、意思決定能力の評価判定について、「本人の意思決定能力は、説明の内容をどの程度理解しているか（理解する力）、またそれを自分のこととして認識しているか（認識する力）、論理的な判断ができるか（論理的に考える力）、その意思を表明できるか（選択を表明できる力）によって構成されるとされる。これらの存否を判断する意思決定能力の評価判定と、本人の能力向上支援、さらに後述のプロセスに応じた意思決定支援活動は一体をなす。」としている。

これらの意思決定能力の判定基準は、イギリスの2005年意思能力法（Mental Capacity Act 2005、以下「意思能力法」という。）において示されている基準を参考にしていると思われる。

意思能力法は、イギリスの成年後見を規定した精神保健法並びに持続的代理権授与法に代わる成年後見法とされている。

意思能力法では、5原則による一般原理が示されており、意思決定ガイドラインにおいても参考にしている。

第1原則 意思能力存在の推定

個人は意思能力が存在しないと証明されない限り、意思能力を有するものとみなされる。

第2原則 意思決定の支援を受ける権利

個人が意思決定できないと結論を下す前に、自ら意思決定できるようなあらゆる支援（サポート）を受ける権利がある。

第3原則 常識を外れたり、または賢明でないように思われる意思決定をする権利

個人が一見不合理であったり、愚かな意思決定をすることがあっても、意思決定できないとみなしてはならない。

第4原則 最善の利益の確保

意思決定能力のない者に代わってなされる行為ないし意思決定は本人の最善

の利益の確保を旨とする。

第5原則 最小の制限的介入

意思決定能力のない者に代わってなされる行為ないし意思決定は本人の権利と自由に対する制限を最小限に抑えることを旨とする（新井・紺野，2009年）。その上で、意思能力法では「意思決定ができない」ということについて次のように定義している。

- 1．当意思決定に関係する情報を理解することができない。
- 2．その情報を頭の中に保持することができない。
- 3．その情報を意思決定の過程の一部として利用し、あるいは比較衡量することができない。
- 4．自分の意思決定を他人に伝えることができない（新井・紺野，2009年）。

成年後見制度においては、本人の法律行為が法的に有効か無効かが問われる場面が想定されるため、意思能力の判定については厳密さが要求されるものと考えられる。

一方、意思決定支援ガイドラインが対象とする、障害福祉サービス等の提供に係る場面においては、例えば重度知的障害のある利用者への支援を考えると、意思能力の判定によって代理代行決定への移行を安易に正当化してしまうことが危惧される。意思決定支援ガイドライン研修においては、意思能力存在の推定的前提に立ち、本人の意思決定並びに意思及び選好の最善の解釈に基づき、最大限意思決定支援を行うことを強調することとした。

(4) 研修映像の活用による意思決定支援会議のイメージづくりについて

研修映像として、意思決定支援会議の具体例を制作した。意思決定支援を概念の理解に留めることなく、受講者が実際の実践において活用できるようにするために具体的な映像を通して演習を体験し、実践的に理解できるようにすることを意図したものである。研修のアンケート調査でも、次のような感想を得ることができた。

- ・映像をみながら分かりやすく理解することができた。
- ・ビデオを使いわかりやすくグループワークできた。
- ・会議の取り組み方を反省させられた。
- ・映像中のホワイトボードへの記入等、実践の参考になる。

研修の再現性を高める上でも有効であると考ええる。

E．結論

意思決定支援ガイドラインを活用した研修プログラム及び研修テキストの作成と、研修前後の受講者の意思決定支援に関する認識の変化の検証について研究を行った。

2回に渡る試行的研修の受講者に対する調査結果から、研修内容の理解度及び研修講師としての再現性について概ね良好な評価を得ることができた。

検討会議で議論になった、意思決定支援ガイドラインにおける「最善の利益」の位置づけについては、本研究事業が意思決定ガイドラインを所与のものとして、その普及を図るための研修プログラムや研修資料の開発が目的であり、意思決定支援ガイドラインの内容への検討が目的ではないため、今後の見直しに向けての検討課題として指摘しておきたい。

また、研修の開催経費については、平成31年(2019年)度より地域生活支援事業の成年後見制度普及啓発事業として実施する場合、補助の対象となることが、厚生労働省が平成31年3月7日に開催した障害保健福祉関係主管課長会議において示された。

しかし、研修の講師養成の仕組みがないため、民間の自主的な取組に依存せざるを得ない。また、意思決定支援ガイドライン研修は制度上位置づけられていない任意の研修であるため、研修の実施について自治体が積極的に取組むよう周知を図ることが必要である。

研修プログラム並びに研修スライド資料、研修映像の作成については、研究協力者の皆様に多大なご協力をいただいたこと、また、試行的研修に受講者として協力してくださった皆様に感謝したい。

本研修は、2回の試行的研修により作成したものであるため、今後現場で研修が行われることにより、さらに改善が図られるものとする。

本研修の普及を通じて、障害のある人の意思が尊重され、本人主体の支援が進むことの一助となることを願っている。

引用文献・参考文献

厚生労働(2017年)「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」,3,厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

大阪意思決定支援研究会(2018年)「意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン」,2-3

厚生労働省(2018年)「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」,2,厚生労働省老健局

新井 誠・紺野包子(2009年)「イギリス2005年意思能力法・行動指針」,2,112,291-292,民事法研究会

Watson, J., & Joseph, R. (2011), People with severe to profound intellectual disabilities leading lives they prefer through supported decision making: Listening to those rarely heard., 1, 17, developed by Scope

F . 健康危険情報

なし

G . 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

(発表誌名巻号・頁・発行年等も記入)

なし

H . 知的財産権の出願・取得状況

なし

別紙 4

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

| 著者氏名 | 論文タイトル名 | 書籍全体の編集者名 | 書籍名 | 出版社名 | 出版地 | 出版年 | ページ |
|------|---------|-----------|-----|------|-----|-----|-----|
| | 該当なし | | | | | | |

雑誌

| 発表者氏名 | 論文タイトル名 | 発表誌名 | 巻号 | ページ | 出版年 |
|--|--|-----------------------|--------------|-----------|------|
| 飯島 節 | エンド・オブ・ライフ：日本老年医学会の立場表明 | 日本臨牀 | 76(Suppl. 5) | 378-382 | 2018 |
| 飯島 節 | 高齢者のリハビリテーションの特徴 | 日本臨牀 | 76(Suppl. 7) | 671-675 | 2018 |
| 飯島 節 | せん妄との鑑別 | 日本医師会雑誌 | 147 | S66-S67 | 2018 |
| Ouchi Y, Toba K, Ohta K, Kai I, Shimizu T, Higuchi N, Shimazono S, Iijima S, Suwa S, Nishimura M, Ninomiya H, Aita K | Guidelines from the Japan Geriatrics Society for the decision-making processes in medical and long-term care for the elderly: Focusing on the use of artificial hydration and nutrition. | Geriatr Gerontol Int. | 18(6): | 823-827 | 2018 |
| Yamaguchi Y, Mori H, Ishii M, Yamaguchi K, Iijima S, Ogawa S, Akishita M | Longitudinal changes of elderly patients' wishes about artificial nutrition and hydration during end-of-life care: A pilot study in a single hospital. | Geriatr Gerontol Int | 17 | 2635-2637 | 2017 |
| 飯島 節 | 進行期認知症患者の治療の現状と課題 | Geriatric Medicine | 55 | 599-602 | 2017 |
| 飯島 節 | 高齢者の自動車運転 | 作業療法ジャーナル | 51 | 976-981 | 2017 |
| 藤田佳男, 三村 将, 元木順子, 島田直樹, 飯島節 | 後期高齢者の運転実態-高齢者講習時における調査- | 作業療法ジャーナル | 51 | 1010-1012 | 2017 |